

津山工業高等専門学校

目 次

I	認証評価結果	2-(14)-3
II	基準ごとの評価	2-(14)-4
	基準1 高等専門学校の目的	2-(14)-4
	基準2 教育組織（実施体制）	2-(14)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(14)-9
	基準4 学生の受入	2-(14)-12
	基準5 教育内容及び方法	2-(14)-15
	基準6 教育の成果	2-(14)-24
	基準7 学生支援等	2-(14)-27
	基準8 施設・設備	2-(14)-32
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(14)-34
	基準10 財務	2-(14)-37
	基準11 管理運営	2-(14)-39
<参 考>		2-(14)-43
i	現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(14)-45
ii	目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(14)-46
iii	自己評価の概要（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(14)-48
iv	自己評価書等	2-(14)-54

I 認証評価結果

津山工業高等専門学校は、大学評価・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準を満たしている。

当該高等専門学校の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 準学士課程では、「自発的学習科目」と呼ばれる科目群を導入しており、専門科目だけではなく一般科目においても、準学士課程1年次の早い段階から、課題探求型の学習法や試行錯誤を繰り返しながら自主的・自発的に問題解決に臨む姿勢を養っており、創造性を育む教育方法の工夫が行われている。
- 準学士課程、専攻科課程ともに、就職率（就職者数／就職希望者数）が高く、その就職先は機械系や電気系の製造業、情報通信業等となっており、各学科及び各専攻の専門性に沿ったものとなっている。また、進学率（進学者数／進学希望者数）も高く、その進学先は大学の工学部、大学院の工学系の研究科等となっており、学校の意図する教育の成果や効果が十分に上がっている。

II 基準ごとの評価

基準 1 高等専門学校の目的

- 1-1 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものでないこと。
- 1-2 目的が、学校の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 目的として、高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等が、明確に定められているか。

当校の目的は、「教育基本法の精神にのっとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」と学則に定められている。この目的の下、「自律・創造・自由」を基本方針とし、理念・教育目標として、準学士課程では、「5年間の一貫した教育により、実践的技術と工学の基礎を学び、深く専門の学芸・技術を身につけた、創造性、活力、人間愛、国際性に富んだ人材の育成を目標とする。」、専攻科課程では、「本科における教育の成果を活かし、さらに高度な専門知識と研究開発能力を身につけた実践的技術者や研究者の養成を目標とする。」と定め、そのために、自由で明るい環境のもとでの教育と研究を重んじるとともに、学生に自律の精神を求め、実験・実習、社会体験、創造学習、研究発表、課外活動、寮生活等を重視した教育を行うこととしている。この理念・教育目標に照らして、準学士課程については、各学科の教育目標（養成すべき人材像）及び特徴、卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力として各学科の学習目標が定められている。また、専攻科課程については、各専攻の教育目標（養成すべき人材像）、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力として技術者教育プログラムの学習・教育目標が定められている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

1-1-② 目的が、学校教育法第70条の2に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものでないか。

当校の目的は、高等専門学校創設の趣旨である「実践的技術者を養成する高等教育機関」としての責務及び学校教育法上の高等専門学校の目的を踏まえて策定されたものであり、理念・教育目標についても、学校教育法第70条の2「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する」に対応したものとなっている。

これらのことから、目的が、高等専門学校一般に求められる目的からはずれるものではないと判断する。

1-2-① 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

理念・教育目標、各学科の教育目標（養成すべき人材像）、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資

質・能力である各学科の学習目標及び各専攻の学習・教育目標は、学生生活ガイドブック及びシラバスの配付、ウェブサイトへの掲載により、学校の構成員に周知を図っている。また、準学士課程及び専攻科課程の学生には、「学習等目標記録簿」に理念・教育目標、各学科の目標等を明記することにより、学生の目標設定の参考資料としている。平成17年度からは、理念・教育目標及び技術者教育プログラムの学習・教育目標の要約を全教室に掲示することにより、周知を図っている。

また、目的を全教職員に周知を図る手段として、教員会議、教職員研究集会及びファカルティ・ディベロップメントを利用しているほか、教職員及び学生全員に、理念・教育目標、各学科・専攻科の目標、専攻科課程修了時に達成すべき学習・教育目標を記載した名刺サイズの「技術者教育プログラムカード」を毎年配付し、目的の周知を図っている。

学校の構成員に対する目的の周知状況について、学校として把握していないものの、実際に教職員及び学生に周知されている。

これらのことから、目的が、学校の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

理念・教育目標、各学科の教育目標（養成すべき人材像）等をウェブサイトに掲載し、社会に公表している。また、理念・教育目標、技術者教育プログラムの学習・教育目標を掲載した学校要覧、専攻科パンフレット及び学校案内は、岡山県内の全中学校及び近隣の中学校に、さらに卒業生の就職先を中心とした企業に、教職員が直接持参し、学校の目的の説明を行っている。

これらのことから、目的が、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

(注)

評価の観点に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号、施行日：平成19年12月26日）」施行に伴い、学校教育法第70条の2は第115条になった。

しかしながら、本評価結果においては、高等専門学校の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準 2 教育組織（実施体制）

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織）が、目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

進学士課程は、機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科及び情報工学科の4学科で構成されている。

各学科においては、それぞれの専門分野で必要となる実践的な技術者を育成するため、理念・教育目標の下に各学科の教育目標（養成すべき人材像）及び学習目標を定め、専門技術の教育と技術者育成を通して学校の目的を達成しようとしている。また、機械工学科は、「設計・製作に強い機械技術者の養成」を、電気電子工学科は「エネルギー・エレクトロニクス社会を担う技術者の養成」を、電子制御工学科は、「ハイテク時代に活躍するメカトロニクス技術者の養成」を、情報工学科は、「ハードからソフトまで総合的な能力を持ったコンピュータ技術者の養成」をそれぞれ目的としている。

これらの各学科の目的は、学校の教育の目的「5年間の一貫した教育により、実践的技術と工学の基礎を学び、深く専門の学芸・技術を身につけた、創造性、活力、人間愛、国際性に富んだ人材の育成を目標とする。」に沿ったものとなっている。

これらのことから、学科の構成は、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 専攻科を設置している場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

専攻科課程は、機械・制御システム工学専攻及び電子・情報システム工学専攻の2専攻で構成されている。

機械・制御システム工学専攻は、機械工学科及び電子制御工学科を基礎学科とし、これらの専門技術に関する深い知識と総合的に応用したシステムのデザイン能力を持つ実践的技術者の養成を、電子・情報システム工学専攻は、電気電子工学科及び情報工学科を基礎学科とし、これらの専門技術を深化させ、総合的に応用したシステムのデザイン能力を持つ実践的技術者の養成をそれぞれ目的としている。

これらの各専攻の目的は、学校が掲げた専攻科の教育目標「システム思考のできる機械・制御技術者と電気・電子・情報技術者の養成」に沿ったものとなっている。

これらのことから、専攻科の構成は、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-③ 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的なセンターとして、総合情報センター、教育研究支援センター及び地域共同テクノセンターを設置している。

総合情報センターは、教育目標の達成に不可欠である情報技術の知識と応用力を身に付け、これらの活

用能力を養うことを目指した教育活動にかんがみて設置されており、基礎情報演習室、マルチメディア室及び応用情報演習室の3つのパソコン演習室、教育研究用電子計算機システム等が整備されている。これらは、情報処理教育のみならず、英語教育や卒業研究等、広範囲の教育活動に利用されている。

教育研究支援センターは、教育及び研究に対する技術支援等を目的に設置されている。同センターには、技術職員が機械系、電気・電子系、制御系及び情報系の専門性を考慮して、適切に配置されており、実験実習等の実践的技術の教育や卒業研究、特別研究等における教員の教育活動の支援が行われている。

地域共同テクノセンターは、地域社会における産業技術の振興及び発展に貢献するとともに、学生の実験や研究、ものづくり教育等の教育・研究の発展に寄与する活動を行うことなどを業務としており、学生の実験における設備の提供や卒業研究、特別研究の場として活用されている。

これらのことから、各センターは、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制及び教育課程を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動を行っているか。

教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制として、運営会議及び主事会議が設置されており、諸規程の制定や改廃等の審議を行っている。また、教育課程を有効に展開するための検討・運営体制として、教務委員会、専攻科運営委員会等が設置されており、教育課程や定期試験等に関する計画・審議を行っている。このほか、教育システムの在り方についての基本的事項を検討するための教育システム検討委員会、教育課程の見直しや改善に関する事項について審議を行うために、期限を定めた教育課程検討特別委員会が設置されている。これらの委員会は、運営会議及び主事会議と連携をとりながら活動している。

これらのことから、教育活動を展開する上で必要な運営体制が整備され、必要な活動を行っていると判断する。

2-2-② 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。

一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携として、共通授業科目を担当する教員間や、一般科目の数学や物理を担当する教員と専門学科の教員との継続的な話し合いが頻繁に実施され、教育内容やカリキュラムの改善等が行われている。また、教員会議、教務委員会等の委員会、教室会議、各学科内に設置されたワーキンググループにおいて教員間の連携を取りつつ、必要に応じて教育効果について検討しているほか、専攻科運営委員会においては、一部の委員が準学士課程の委員会に関係しており、専攻科課程と準学士課程の連絡に当たっている。さらに、専攻科課程には複数学科の教員が共同で担当する授業科目があり、電子メールにより事前に授業内容に関する打ち合わせや意見交換等が行われ、シラバスに反映されている。

一方、平成13年度から教務委員会が担当している「教員間連絡ネットワーク」により、様々な情報が教務委員会に蓄積され、必要とする教員に提供し、かつ活用されているほか、教務委員会が中心となって「ファカルティ・ディベロップメント研修会」に取り組んでおり、各教員の授業実践やカリキュラムの検証等、教員間の連携や教育改善活動のために役立っている。

これらのことから、一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が機能的に行われていると判断する。

2-2-③ 教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

準学士課程では、全学級に学級担任を配置し、学級日誌等を通して学習状況を把握するよう努めており、

授業科目担当教員等と連携しつつ、成績状況や学生生活に関する学生からの相談への対処等を行っている。また、学級担任による学生指導の支援として、各学年には学級担任の代表となる学年主任を配置し、各学年の中で意見交換をする場を設けているほか、「学級担任の手引き」を作成し、学級担任の教育活動の支援や担任業務の遂行に便宜を図っている。

新任教員に対する支援として、当校の概要や職務上の留意点などを説明するオリエンテーションを毎年4月に実施し、円滑な業務が行えるよう支援している。また、準学士課程1年次は混合学級制となっており、学級担任には一般科目教員を配置していることから、専門学科から選出された学科相談教員を配置して、欠課時数が多い学生や成績不振の学生等について、必要に応じて連携をとっている。さらに、準学士課程1年次の学級担任と学年主任が意見交換を行うための定例会議を毎月開催している。

課外活動については、学生会及び各部に複数の指導教員を配置して指導に当たる体制としており、毎年2月に課外活動指導教員連絡会議を開催して、課外活動の年間行事予定や施設・設備の導入等の調整を図っている。

これらのことから、教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 共通授業科目を担当する教員間や、一般科目の数学や物理を担当する教員と専門学科の教員との継続的な話し合いなどが頻繁に実施され、「教員間連絡ネットワーク」の活用により、教育内容やカリキュラムの改善等、多くの実績を上げており、教員間の連携が効率的かつ機能的に行われている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。

一般科目担当教員として、専任教員20人(専門学科共通科目教員2人を含む)、非常勤講師17人(専門学科共通科目教員1人を含む)が配置されている。

一般科目の教育目標を達成するために、専門分野を考慮して授業科目を分担しており、実践的技術者の養成のために、専門教育の基礎学力と人間性の育成を目標に、数学、物理・化学、英語、社会に重点的に専任教員を配置している。また、専任教員のうち、15人が高等学校教諭普通免許を取得し、9人が高等学校での教職歴を持っており、後期中等教育を適切に行える状況となっている。さらに、英語の会話能力の向上のために専任の外国人教員を配置している。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-② 教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

専門科目担当教員として、専任教員42人、非常勤講師15人が配置されている。

それぞれの教員の専門分野を考慮して、機械工学、電気電子工学、電子制御工学及び情報工学の教育内容に対応した授業科目を分担している。また、教育目標である「実践的技術と工学の基礎を学び、深く専門の学芸・技術を身につけた、創造性、活力に富んだ人材を育成する」を達成するために、博士の学位を有する教員、企業での勤務経験を有する教員等を配置している。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な専門科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-③ 専攻科を設置している場合には、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。

教育目標を達成するために、「機械・制御システム工学」及び「電子・情報システム工学」の技術者教育プログラムを設定しており、一般科目の授業科目担当教員として、博士の学位を有する教員を中心に配置している。また、専門科目担当教員についても、専攻科課程の修了時に身に付けるべき学力や資質・能力として設定した技術者教育プログラムを達成するために、企業での勤務経験を有する教員を配置している。さらに、教育目標である「高度な研究開発能力を身につけた、研究者の養成」を達成するために、博士の学位や十分な研究実績を有する教員を特別研究指導教員として配置している。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されて

いると判断する。

3-1-④ 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置（例えば、均衡ある年齢構成への配慮、教育経歴や実務経験への配慮等が考えられる。）が講じられているか。

教員の採用については、欠員が生じたときの補充の際、教員の年齢構成を考慮した採用計画を立てており、平成19年5月1日現在での教員の年齢構成は、学科によって若干の偏りがあるものの、特定の範囲の年齢に著しく偏ることのない均衡ある年齢構成となっている。

教育経歴への配慮として、平成18、19年度に独立行政法人国立高等専門学校機構の高専門教員交流制度により、教員1人が他の高等専門学校で研修を行っている。また、教育・研究活動についての教員の自己評価、教員及び学生からのアンケートの結果を基に、独立行政法人国立高等専門学校機構教員顕彰候補者を推薦している。

研究経歴への配慮として、大学等で専門分野の研究に専念する機会を与えるとともに、研究の活性化を目的として、研究費の傾斜配分等を行っている。また、平成19年3月から助教1人が在外研究員としてアメリカ合衆国に滞在しているほか、文部科学省の在外研究員を含め、10ヶ月以上の海外滞在経験を有する教員が合計12人在籍している。

これらのことから、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用や昇格等に関する規定などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。

教員の採用や昇任については、高等専門学校設置基準第3章「教員の資格」の規定を満たしていることを最低条件とし、選考方法については、平成13年に「津山工業高等専門学校人事推薦委員会規程」が定められている。

選考に当たっては、該当者の教育研究業績に基づいて作成された「教員選考基準に基づく自己採点表」を提出させ、これに基づいて教育業績と研究業績を評価するシステムとなっている。昇任人事を含め、原則公募として書類審査で3～4人の候補者を選び、面接審査で1人の候補者に絞り込んでいる。教育上の能力については、提出書類や面談により、教育、研究、学生指導に対する抱負や教育経験等から評価を行っている。学内候補者の場合は、担当教科と研究指導の実績に加えて課外活動の指導や授業アンケート等の学生へのかかわりも考慮している。

また、非常勤講師の採用については、「津山工業高等専門学校非常勤講師の採用に関する内規」が定められており、人事推薦委員会を経て採用している。

これらのことから、教員の採用や昇格等に関する規定などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、実際に評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動に関する定期的な評価として、教員の教育業績等自己評価、教員相互による評価及び学生による評価を基に、独立行政法人国立高等専門学校機構が主催する教員顕彰制度を用いた評価を行っており、優秀な教員を候補者として推薦している。この過程における学生による評価では、すべての学生が6つの観点項目から所属学科の教員3人以内、一般科目及び他学科の教員5人以内を選出し投票しており、優れた教員の上位者は学内掲示板に公開している。

また、教務委員会の基本方針の基に、毎年3月にすべての教員が「教育目標計画の点検票」及び「教員の教育目標計画」を作成し、校長に提出している。個々の教員は、設定した教育目標計画を総合的、客観的に自己評価し、新たな教育目標を設定するというサイクルによって継続的な授業改善活動を行っている。

さらに、学生による授業評価アンケートは、非常勤講師の担当授業科目も含めたすべての授業科目について行っており、集計結果をウェブサイトに掲載している。この結果は、「教育目標計画の点検票」及び次年度の「教員の教育目標計画」を作成する際に反映されている。また、平成15年度以降、毎年、各教員は教育・研究のみならず各種の委員会や部活動の顧問等の活動に関する教育研究業績データを作成し、ウェブサイトに更新して公開しており、このデータは、昇任時に人事推薦委員会に提出する資料の基礎となっている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、実際に評価が行われており、また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 学校において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

事務部は、総務課、学生課及び地域連携・広報室から構成されている。教育課程の展開に直接的に関係する事務職員は、教務係、学生生活係、寮務係及び学術情報係から構成される学生課に配置されている。教務係では、4人の事務職員がシラバス作成、成績管理、学生異動管理、履修管理等を分担して担当しており、学生の授業出欠記録、定期試験の成績報告、シラバス作成等は学内LANを活用したオンラインシステムを構築し、処理を行っている。また、学生生活係には4人、寮務係には2人の事務職員が配置され、学生の支援に当たっているほか、学術情報係には、司書の資格を有する職員を配置して、資料・情報の収集及び提供に対応している。

技術職員は、教育研究支援センターに配置され、実習工場や総合情報センター等の共通設備の管理、学生教育の技術的支援や教職員からの技術相談等に対応し、実践的技術の教育や卒業研究、特別研究等における教員の教育活動の支援を行っている。また、科学研究費補助金の申請、技術報告により、職務遂行の能力と技術向上を図るなどの活動も行っている。

これらのことから、教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者の選抜が、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜（例えば、準学士課程入学者選抜、編入学生選抜、留学生選抜、専攻科入学者選抜等が考えられる。）の基本方針などが記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に公表されているか。

編入学生を含む準学士課程の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、「技術者への志を強く持ち、向上心のある人」、「理数科目について興味と基礎的な理解力のある人」、「ものづくりに興味のある人」、「チャレンジ精神や協調性があり、社会の発展に貢献したいと考えている人」と定められており、専攻科課程の入学者受入方針については、「技術者への志を強く持ち、向上心のある人」、「技術者教育プログラムを修める強い意志のある人」、「工学の基本的な知識を修得した人」、「より高度な能力を身につけた実践的技術者や研究者を目指すことを希望している人」、「豊かな人間社会の発展に貢献したいと考えている人」と定められている。

学校の教職員に対する入学者受入方針の周知状況について、学校として把握していないものの、入学者受入方針は、入試担当者説明会や教員会議等において説明しているほか、学生募集要項を配付して、周知を図っており、実際に学校の教職員に周知されている。

準学士課程の入学者受入方針については、入試説明会、学校説明会等において、中学生、教員、保護者等に学生募集要項を配布し、説明しているほか、岡山県内の各中学校への訪問により、入学者受入方針を紹介している。編入学生選抜の入学者受入方針については、編入学生募集要項を、専攻科課程の入学者受入方針については、専攻科学生募集要項入学案内を配布することにより、社会に公表されている。また、これらの入学者受入方針は、ウェブサイトへの掲載により社会に公表されており、さらに、準学士課程4年次以下の学生には、専攻科を含めた進学ガイダンスを毎年11月に開催することにより、周知されている。

これらのことから、教育の目的に沿って求める学生像等が明確に定められ、学校の教職員に周知され、また、将来の学生を含め社会に公表されていると判断する。

4-2-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されているか。

準学士課程の入学者選抜は、推薦による選抜及び学力検査による選抜を実施している。推薦による選抜では、出願資格を入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に則して定め、面接試験により、入学者受入方針の「技術者への志を強く持ち、向上心のある人」、「ものづくりに興味のある人」について確認し、

面接調査票の特別活動と部活動に対する評価により「チャレンジ精神や協調性があり、社会の発展に貢献したいと考えている人」について確認している。また、中学校から提出された調査書における理科及び数学の評定値は他の教科の2倍の傾斜配点とすることにより、「理数科目について興味と基礎的な理解力のある人」に対応した中学生を求めるものとなっている。学力検査による選抜では、平成12年度からは理数系重視をより明確にするため、中学校から提出された調査書の評定値及び入学試験の学力検査成績について、ともに理科及び数学は他の教科の2倍の傾斜配点とすることにより、ほぼ同じ重みで総合評価を行うこととしている。この傾斜配点により、入学者受入方針の「理数科目について興味と基礎的な理解力のある人」について確認を行っている。その後、平成15年度からは、中学校から提出された調査書の評定値及び入学試験の学力検査結果の配点を変更しており、中学校から提出された調査書の評定値に比べて5教科の学力検査成績を重視し、調査書の評定値が推薦基準となっている推薦による選抜との違いを明確にしている。

編入学生選抜試験では、学力試験、調査書及び面接試験の結果を点数化して実施している。高等学校から提出された調査書及び面接試験において、入学者受入方針の「技術者への志を強く持ち、向上心のある人」、「ものづくりに興味のある人」、「チャレンジ精神や協調性があり、社会の発展に貢献したいと考えている人」について確認を行っている。また、数学及び専門科目の試験結果により、「理数科目について興味と基礎的な理解力のある人」について確認を行っている。

専攻科課程の入学者選抜は、学校長の推薦による選抜、学力検査による選抜及び社会人特別選抜を実施している。学校長の推薦による選抜では、在学又は出身学校長から提出された推薦書、調査書及び面接試験の結果を、学力検査による選抜では、学力試験、在学又は出身学校長から提出された調査書及び面接試験の結果を、社会人特別選抜では、企業等から提出された推薦書、調査書及び面接試験の結果を総合して選抜を実施している。いずれも、面接試験において、入学者受入方針の「技術者教育プログラムを修める強い意志のある人」について確認を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されていると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

準学士課程の入学者選抜を総括するために、入学試験委員会を設置しており、平成17年度の第2回入学試験委員会において、推薦による選抜割合について議論し、入学生の成績や留年・退学者数に関する追跡調査結果等を基に、平成18年度から各学科の募集定員を30%程度から40%程度に変更している。同様に、編入学生選抜においても、学力試験の成績調査等を参考に、入学試験の出題範囲の変更を行っている。

専攻科課程については、専攻科運営委員会において、入試に関する実施のための準備から合否判定、成績調査等を審議し、問題点の改善を行うこととしている。現在は、ほぼすべての学生が修了していることから、入学者受入方針に沿った学生を受け入れていると分析している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

最近の状況から、準学士課程については、各学科の入学定員に対して、実入学者数が上回った年度があるものの、大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていない。

津山工業高等専門学校

また、専攻科課程については、入学定員に対して、実入学者数が上回っている年度があるものの、専攻科担当教員が指導できる範囲であり、教育等に支障が生じる状況にはなっていない。

これらのことから、実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていないと判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(準学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、進級・卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。
- 5-4 人間の素養の涵養に関する取組が適切に行われていること。

(専攻科課程)

- 5-5 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-6 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-7 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-8 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<準学士課程>

5-1-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置（例えば、一般科目及び専門科目のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものになっているか。

授業科目は、各学科ともに低学年に一般科目を多く配置し、学年の進行に伴って専門科目の比重が高まるくさび形の配置となっている。理念・教育目標である「活力、人間愛、国際性」に富んだ人材の育成に沿って、低学年には国語、歴史、政治、経済等の人文社会系の授業科目や芸術系の授業科目を配置しているほか、特別活動を配置しているなど、活力のある豊かな人間性の育成に資している。高学年においては、「現代社会と法」、「工業倫理学」、「国際文化論」、「科学哲学」等の授業科目を配置し、広い視野や倫理観を備えた技術者となるための素養の涵養がなされるように編成している。国際性及びコミュニケーション能力にかかわる英語については、基礎学力を低学年時に養い、高学年では、より幅広くかつ高いレベルでの英語能力の育成がなされるように編成している。また、理念・教育目標である「実践的技術と工学の基礎を学び、深く専門の学芸・技術を身につけた人材の育成」に沿って、理数系一般科目及び専門科目は、ともに低学年には基礎的な内容の授業科目を配置し、高学年になるに従ってより高度な内容になるように編成している。さらに、各学科においては、養成すべき人材像に沿って、専門科目を配置し、「卒業研究」については各教育課程における集大成として位置付けており、教育の目的を達成しようとしている。

また、シラバスにおいて、各授業科目の学習目的や到達目標等を具体的に示しており、実際の授業の内容も、教育の目的を達成するために適切なものとなっている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、また、授業の内容は教育の目的を達成するために適切なものとなっていると判断する。

5-1-② 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

学生の多様なニーズに配慮したものとして、4、5年次のカリキュラムには「選択必修科目」と呼ばれる科目群を設けており、学生は、与えられたいくつかの授業科目の中から決められた数の教科を選択することにより、自分の望む方向の学習が行えるようになっている。

一般科目及び専門科目の学習に関係の深い資格については、選択科目として単位を認定し、資格取得を支援しているほか、一般科目の必修科目として「現代社会と法」、「工業倫理学」を、選択必修科目として「生命科学」、「国際文化論」等を配置し、技術者倫理の育成等の社会からの要請に配慮した教育課程となっている。

インターンシップは、4年次の夏季休業中に実施し、履修時間により1単位又は2単位を認定している。学生が外国の高等学校又は大学に留学した場合は、そこでの履修を当校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位を認定することについて「津山工業高等専門学校留学規程」に定めている。また、4、5年次のカリキュラムは、日本技術者教育認定機構に認定された技術者教育プログラムに配慮したものとなっている。

さらに、平成12年度にカリキュラムの改定がなされ、学生が自ら自主的・自発的に学習する姿勢を養うことを目的とする「自発的学習科目」と呼ばれる科目群を導入している。

これらのことから、学生の多様なニーズや社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮等が考えられる。）

理念・教育目標である「実践的技術と工学の基礎を学び、深く専門の学芸・技術を身につけた創造性に富んだ人材の育成」に沿って、実験・実習科目がすべての学年にほぼ同じ比重で配置され、創造性、課題探求能力等の育成を目的とした演習科目（自発的学習科目）についても低学年から配置されているなど、授業形態のバランスは適切なものとなっている。

学習指導法の工夫として、自発的学習科目においては、ほとんどの授業科目が少人数授業となっており、学生の自主性、創造性の育成に努めているほか、機械工学科3年次の「機械工学実験実習Ⅲ」では、従来の寸法・形状ともに同じ課題作品を同一手順で製作することで機械製作技術を学習する授業から、現在ではマシンバイスの製作という課題発見がしやすい題材を与え、設計・製図、製作・組立、検査・実験という各段階の過程をたどりながら学生が主体的にものづくりの方法や手法を理解していく総合実習型の授業へと変化させるように工夫している。情報工学科2、3年次の「情報課題研究Ⅰ」及び「情報課題研究Ⅱ」では、学生自身が自分のレベルに合った課題テーマ及び目標を設定し、学習計画を作成して1年間取り組み、それを教員が適宜支援及び助言するといった個別指導体制をとることにより、学生の自発性や学習意欲を高めるための工夫をしている。また、電気電子工学科及び電子制御工学科では、デザイン能力の育成に適した題材として「中学校出前授業の教材開発と実施」を取り上げており、電気電子工学科では「電気電子創造演習Ⅱ」において、電子制御工学科では「卒業研究」において、テーマの一つとして採用している。情報工学科では、コンピュータを利用した教育全般を支援する目的で授業支援システム（TSUNASTE）の構築を行っており、このシステムを援用することによってプログラミングの実技試験を

可能とする工夫をしている。

これらのことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、科目にかかわる情報を示す様式A及び授業にかかわる情報を示す様式Bで構成しており、様式Aには、授業科目の学習の分野、基礎となる学問分野、学習・教育目標、学習目的、到達目標、その科目の基礎となる基礎科目、関連科目が明示されており、さらに、履修上の注意の欄には、学修単位科目について、1単位の履修時間が授業時間以外の学修等と合わせて45時間であることが明示されている。また、様式Bには、学生、教員間での双方向の授業が成り立つように、授業の方法、授業計画、成績評価方法及び受講上のアドバイスが明示されているなど、教育課程の編成の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成されている。

シラバスは、毎年1、4年次の学生及び全教員に配付し、各教室にも配置しているほか、ウェブサイトに掲載し、学生や外部からの閲覧が可能となっている。各授業科目担当教員は初回の授業において、シラバスを用いた科目ガイダンスを行っており、新入生に対しては入学時のオリエンテーションにおいて、シラバスについての説明及び活用を促すためのガイダンスを行っている。シラバスは、学生による授業評価アンケートの結果等を反映し、毎年更新している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 創造性を育む教育方法（PBLなど）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。

創造性を育む教育方法の工夫として、学生の自発的な学習態度の育成や、創造性、課題探求能力等の育成を主な目的とした「自発的学習科目」と呼ばれる科目群が導入されており、専門科目だけではなく一般科目においても、準学士課程1年次の早い段階から、課題探求型の学習法や試行錯誤を繰り返しながら自主的・自発的に学習を続ける学習態度の育成がなされるように配慮している。機械工学科の「機械創造演習Ⅰ」及び「機械創造演習Ⅱ」では、材料学、機構学、環境工学、メカトロニクス、力学及び熱工学分野におけるものづくり又は既成の製品の機構解析を行っており、ものづくり活動を通して機械工学に興味を持たせ、ものを創造する楽しさ、試行錯誤を繰り返しながらも自主的に取り組む中から課題を達成できたときの喜びを体験させることを目的としている。電気電子工学科2年次の「電気電子創造演習Ⅰ」では、ロボットの作成、太陽電池の作成等のものづくりのテーマに自主的・自発的に取り組む中から自ら問題を発見し解決していく能力の育成を目指している。電子制御工学科2年次の「電子制御創造演習Ⅰ」及び3年次の「電子制御創造演習Ⅱ」では、課題として、移動システムの設計・製作を与え、学生は個々に自由な構想力などを発揮しながら取り組めるようになっている。情報工学科では、1～3年次の「情報課題演習」、「情報創造演習Ⅰ」及び「情報創造演習Ⅱ」を通して、自分が選択した演習テーマに自主的に取り組む中から、目標達成に必要な関連知識や技術を計画的に身に付けていく方法や問題設定能力、課題解決能力等の育成を図っている。

インターンシップは、就業体験を積み、高度な知識・技術に触れながら実務能力を高めるとともに、学校で習得した知識や技術が実社会でどのように活用されているかを理解し、併せて社会人、技術者としての心構えを学ぶことを目的としており、4年次の夏季休業中の企業等におけるインターンシップを選択科目の「学外実習A」、「学外実習B」として単位認定している。実施規則は「津山工業高等専門学校学外実

習実施規程」に定めており、「学生生活ガイドブック」に掲載している。学生には、受入機関との実習期間の決定、学外実習履修願の提出のほか、実習終了後の受入機関からの実習証明書及び学生本人による実習報告書の提出、各学科における報告会での発表を義務付けているなど、活用が行われている。

これらのことから、創造性を育む教育方法の十分な工夫やインターンシップの活用が行われていると判断する。

5-3-① 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定として、「津山工業高等専門学校学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程」が定められており、この規定に基づき、シラバスには各授業科目の成績評価方法を明示し、これに沿って成績評価を行っている。

これらの規定は、「学生生活ガイドブック」に掲載し、学生全員に配付しているほか、新入生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて説明し、周知を図っている。45時間の学修を1単位とする学修単位科目、そして自発的学習科目については、シラバスに明示することにより周知を図っており、実際に学生に周知されている。

また、成績評価に関する学生の意見の申立てについて、各教員は、年4回ある定期試験ごとに試験の答案を学生に返却し、試験内容を解説しており、学生は授業時間内に行われるその解説の際に、意見の申立てを行うことが可能となっている。

進級認定は全教員が出席する進級判定会議において、卒業認定は全教員が出席する卒業判定会議において決定しており、それぞれの会議では、学生の成績一覧を作成するとともに、不合格科目を有する学生の一覧を基に審議している。

これらのことから、成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されており、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-4-① 教育課程の編成において、特別活動の実施など人間の素養の涵養がなされるよう配慮されているか。

特別活動は、ホームルーム、学校行事及び学生会活動に分類されている。特別活動は1～3年次までの時間割に組み込まれ、シラバスにその学習目的と到達目標、授業計画等が記載されており、自主性・自律性・社会性の涵養、集団の中でのモラル、向上心の育成、民主的・主体的に行動する態度等の育成を主な目的としている。

ホームルームでは、人権教育に取り組み、学年ごとに「差別と自由について」、「自分の生き方について」、「国際社会における人権教育」のテーマが与えられ、人権問題に対する認識を養うと同時に、人間としての在り方や生き方を考える機会としている。

また、学校行事として、合宿研修、性教育講演会、交通安全講習会等を行っているほか、学生会活動としての春季及び秋季スポーツ大会では、スポーツを通して健全な精神を育成するとともに、チームにおいて自分を表現する素養の涵養を図っている。

これらのことから、教育課程の編成において、人間の素養の涵養がなされるよう配慮されていると判断する。

5-4-② 教育の目的に照らして、生活指導面や課外活動等において、人間の素養の涵養が図られるよう配慮されているか。

学校の目的である「自律・創造・自由」との基本方針の下、学生の生活指導は、学生生活委員会が中心となって、課外活動等を含む学生会の様々な活動に対する支援を行っている。その指導理念は、可能な限り規制をなくし、学生のことは極力学生自身に考えさせ、学生の自発性を重んじる点にあり、平成16年度高等専門学校教育教員研究集会（学生指導分野）において文部科学大臣賞を受賞しているなど、外部からも高く評価されている。

生活指導については、校内清掃を全学年で行い、公共心やマナーの向上を図っている。また、外部講師による「交通安全講習会」、「エイズ出前講座」、「悪質商法被害防止講座」、「年金セミナー」等を開催している。さらに、平成18年度より、環境保全活動を教育・研究の一環として積極的に取り組み実践することを決め、学生会の美化委員会を中心となって、学生による月1回の校外清掃活動を行っている。

課外活動には、多くの学生が参加しており、各部及び同好会には指導教員やコーチを配置し、その指導の下、それぞれの活動を行っている。優れた実績を上げている部も多く、人間性の育成に大きく寄与している。

これらのことから、生活指導面や課外活動等において、人間の素養の涵養が図られるよう配慮されていると判断する。

<専攻科課程>

5-5-① 準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

専攻科課程は、機械・制御システム工学専攻及び電子・情報システム工学専攻の2専攻からなり、日本技術者教育認定機構の認定を受けた技術者教育プログラムとして、「機械・制御システム工学」及び「電子・情報システム工学」教育プログラムを設定している。

各専攻の教育課程は、これら技術者教育プログラムの中で、準学士課程の機械工学科、電子制御工学科、電気電子工学科及び情報工学科の教育課程との連携を考慮した上で構成されている。

これらのことから、準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっていると判断する。

5-5-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものになっているか。

教育課程は、一般科目、専門共通科目及び専門科目の3つの科目群から構成されており、一般科目では、広い視野や社会性、国際性を備えた技術者となるための素養の涵養を図り、専門共通科目では数学、物理、化学等の自然科学系基礎科目や情報処理技術に関する授業科目が配置され、さらに、「工学倫理」、「環境科学」等の授業科目が配置されている。また、機械・制御システム工学専攻の専門科目では、材料と構造、運動と振動、エネルギーと流れ、情報と計測・制御、設計と生産、機械とシステム等の各分野の授業科目が配置され、電子・情報システム工学専攻の専門科目では、電気・電子と情報・制御に関する各分野の授業科目が配置されている。実験科目については、両専攻とも特別実験及び特別研究を通して、技術者、研究者としての基本的な能力が養成されている。機械・制御システム工学専攻の特別実験では、異なる出身学科に関する実験を中心に行うことにより、幅広い実践的技術が習得できるように配慮されている。特別研究では、自ら計画立案し自主的に取り組む過程を通して、課題発見、課題解決能力や創造力、研究能力

を育成し、結果をまとめて発表するといったプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力の育成等、幅広い総合的な能力の育成が目標とされている。

また、シラバスにおいて、各授業科目と学習・教育目標との対応を示すとともに、当該授業科目の学習目的や到達目標等を具体的に示しており、さらに、実際の授業の内容は、教育の目的を達成するために適切なものとなっている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、また、授業の内容は教育の目的を達成するために適切なものとなっていると判断する。

5-5-③ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他専攻の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）に配慮しているか。

「津山工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程」に基づき、他専攻の授業科目の履修について、6単位を限度として単位認定すること、また、他高等教育機関との単位互換について、20単位を超えない範囲で当校専攻科における単位として認定することが定められている。

社会からの要請の一つとして、また、企業等の技術者の再教育に資するものとして、長期履修学生制度及び社会人コースに関連した規定が定められ、長期履修学生制度では、3年以上4年の間に専攻科課程を修了することが可能となっており、仕事等の都合で履修時間の配分が困難である場合には、自由度が得られるように配慮している。長期履修制度による社会人コースの実績として、現在までに1人の社会人学生が入学し、専攻科課程を修了している。

また、授業科目として「先端技術特別講義」を設けており、新しい技術の動向、技術者倫理や社会の情勢等、幅広い内容を学べるように、最先端の研究を行っている大学の教授等を講師として招いて実施しているほか、津山高専技術交流プラザと共同で、同プラザの会員企業を中心に、企業経営者や技術者にボランティアで体験談を講義してもらう「ボランティアレクチャー」を、特別研究の一環として実施している。

これらのことから、学生の多様なニーズや社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-6-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

技術者として必須である問題発見能力、課題解決能力、想像力及び研究能力は、各専攻における専門科目を通じて身に付けることとしている。そのうち、特別実験、特別研究は、専門科目の修得単位数の半数である20単位を占めており、実践力、想像力等の育成に力が注がれているなど、授業形態のバランスは適切なものとなっている。

学習指導法の工夫として、専攻科共通科目である「工学倫理」では、前半は「ネットワーク社会の工学倫理」、後半は「環境問題やものづくりに関係する工学倫理」という課題を扱いながら、板書、プロジェクター、対話、討議、発表等の多様な方法で授業を進めることにより、学生の積極的な授業参加を促し、自分で考え、調べ、意見交換することを通して、技術者倫理及び工学倫理に対するより深い理解が得られるように工夫している。また、「情報システム」では、個人別の課題を設定し、各自で調査し、結果をまとめた報告書を順次作成し、その報告書の内容を受講者の前で説明するといった自主性及び自発性を要する課題探求型の授業を行っている。機械・制御システム工学専攻の「技術英語講読」では、授業に「文献紹介

(発表)」を盛り込んでおり、学生はプロジェクター等を用いて自分がまとめた内容を口頭で発表し、それについて質疑応答を行っている。

これらのことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-6-② 創造性を育む教育方法（PBLなど）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。

創造性を育む教育方法の工夫として、機械・制御システム工学専攻1年次の「機械・制御システム特別実験」では、実験を通して機械・制御システムに関する専門知識を深めると同時に、自主的に取り組むことにより課題探求能力をはじめ、実験計画立案能力、データ解析能力等の育成を図っている。また、機械系学科及び電子制御系学科の出身者に対し、他学科に関係の深い実験を別々に与えるなど、幅広い実験技術の習得が可能となるように配慮している。電子・情報システム工学専攻1年次の「電子・情報システム特別実験」では、計測、制御、シミュレーション等に対応した実験テーマを設定し、その中から学生が自分でテーマを選択し、その実験に自主的・自発的に取り組むことにより、研究能力及び創造力の育成を図っている。また、「特別研究」では、特徴ある研究課題に意欲を持って取り組むことにより、創意工夫を繰り返しながら問題発見能力及び課題解決能力の育成を図っている。

インターンシップは、特別研究の一環として、30時間程度の校外実習（インターンシップ）を義務付けている。また140時間程度の「長期インターンシップ」を選択科目（2単位）として単位を認定している。学生には、報告書の提出のほか、報告会において就業体験の内容を発表させるなど、活用が行われている。

これらのことから、創造性を育む教育方法の工夫やインターンシップの活用が行われていると判断する。

5-6-③ 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示など内容が適切に整備され、活用されているか。

シラバスは、科目にかかわる情報を示す様式A及び授業にかかわる情報を示す様式Bで構成しており、様式Aには、授業科目の学習の分野、基礎となる学問分野、授業の概要、学習目的、到達目標、その科目の基礎となる基礎科目、関連科目が明示されており、さらに、履修上の注意の欄には、学修単位科目について、15時間の授業と授業以外の学修を含めて、45時間の学修を1単位とすることが明示されている。また、学習・教育目標及び技術者教育プログラムとの関連の欄には、「機械・制御システム工学」及び「電子・情報システム工学」教育プログラムが掲げる学習・教育目標との対応が明示されている。様式Bには、授業の方法、授業計画、授業時間内の学習内容及び授業時間外の学習内容が明示され、学生の準備学習や自学・自習等に配慮しており、さらに、成績評価の方法が明示されているなど、教育課程の編成の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成されている。

シラバスは、両専攻をまとめた形で製本し、学生全員に配付しているほか、ウェブサイトにも掲載している。各授業科目担当教員は、シラバスを用いた科目ガイダンスを行っており、新入生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいてシラバスを有効に活用するよう指導している。また、学生は、選択科目の履修計画を立てる際などに活用している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-7-1① 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、技術職員などの教育的機能の活用、複数教員指導体制や研究テーマ決定に対する指導などが考えられる。）が行われているか。

研究テーマについては、基本的に研究指導教員が提示したテーマの中から学生が入学までに選定することとしているほか、可能であれば地域企業等との共同研究的なものを取り入れるように配慮している。学生は、1年次の特別研究テーマ発表会において、自分が取り組もうとしている研究の背景や進め方等について、2年次の特別研究中間発表会において、研究経過や結果、今後の研究課題について、発表している。研究が終了した後は、特別研究発表会において、校内での最終的な発表を行い、専攻科運営委員等の複数の教員による評価を受け、さらに研究成果を報告書として提出している。報告書は、研究指導教員以外の教員（副査）が査読をし、意見を述べるようにしており、学生はその意見を基に研究指導教員と相談の上、必要に応じて訂正又は書き直しをして最終報告書を提出しているなど、できる限り複数の教員の指導を受けるよう配慮している。そのほか、教育研究支援センターの技術職員も実験装置の製作等に協力している。

特別研究の結果は、学会発表等学外で発表することを義務付けており、少なくとも専攻科課程修了までに最低1回以上の学外発表を必要としている。

これらのことから、専攻科で修学するにふさわしい研究指導が行われていると判断する。

5-8-1① 成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価・単位認定規定や修了認定規定として、「津山工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程」が定められており、この規定に基づき、シラバスには授業科目ごとの成績評価方法を明示し、これに沿って成績評価を行っている。

これらの規定は、学生生活ガイドブック及びシラバスに掲載し、学生全員に配付しているほか、ウェブサイトに掲載し、周知を図っている。また、新入生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて説明し、学修単位科目については、シラバスに明示し、周知を図っており、実際に学生に周知されている。

また、成績評価に関する学生の意見の申立てについて、各教員は、試験の答案を学生に返却し、試験内容を解説することに努めており、学生は意見の申立てを行うことが可能となっている。

修了認定は、全教員が出席する修了認定会議において決定しており、学生の成績一覧を基に適切に実施されている。

これらのことから、成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されており、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

<準学士課程>

- 情報工学科では、コンピュータを利用した教育全般を支援する目的で授業支援システム（TSUN A-TASTE）の構築を行っており、このシステムを援用することによってプログラミングの実技試験を可能とするなどの工夫が行われている。
- シラバスは、科目にかかわる情報を示す様式と授業にかかわる情報を示す様式で構成しており、その中で学習目的、授業の概要や学習教育目標との対応、あるいは学生の授業時間外の学修における課題を明示するなど充実した内容となっている。

- 「自発的学習科目」と呼ばれる科目群を導入しており、専門科目だけではなく一般科目においても、準学士課程1年次の早い段階から、課題探求型の学習法や試行錯誤を繰り返しながら自主的・自発的に問題解決に臨む姿勢を養っており、創造性を育む教育方法の工夫が行われている。
- 学校の目的である「自律・創造・自由」との基本方針の下、学生の生活指導は、学生生活委員会が中心となって、課外活動等を含む学生会の様々な活動に対する支援を行っており、その指導理念として、可能な限り規制をなくし、学生のことは極力学生自身に考えさせ、学生の自発性を重んじる指導が徹底されている。

<専攻科課程>

- 専攻科課程では、授業科目として「先端技術特別講義」を設けており、新しい技術の動向、技術者倫理や社会の情勢など幅広い内容を学べるように、最先端の研究を行っている大学の教授等を講師として招いて実施している。また、津山高専技術交流プラザと共同で、同プラザの会員企業を中心に、企業経営者や技術者にボランティアで体験談を講義してもらった「ボランティアレクチャー」を、特別研究の一環として実施している。
- シラバスは、科目にかかわる情報を示す様式と授業にかかわる情報を示す様式で構成しており、その中で学習目的、授業の概要や学習教育目標との対応、あるいは学生の授業時間外の学修における課題を明示するなど充実した内容となっている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 高等専門学校として、その目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。

準学士課程においては、学生が卒業時に身に付ける学力や資質・能力を学習目標として設定し、これらを達成するように授業科目を配置している。また、ほぼすべての授業科目を必修科目とし、規定に基づいて卒業に必要な単位を修得することにより、必然的にすべての学習目標を達成したことになっており、その達成状況を確認するための取組として、規定に基づいて各学科の進級判定予備会議を経て進級判定会議を、また各学科の卒業判定予備会議を経て卒業判定会議を行っている。電気電子工学科では、評価シートを用いて、「卒業研究」において卒業時に身に付ける学力や資質・能力を学生が身に付けているかを確認しているなど、卒業研究の合否の判定は、複数の教員による審査を行っている。

専攻科課程においては、日本技術者教育認定機構の認定を受けた技術者教育プログラムを実施しており、修了時に身に付ける学力や能力・資質である学習・教育目標ごとに教育プログラム認定記録を用いて達成状況を確認している。

これらのことから、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得状況、進級の状況、卒業（修了）時の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作などの内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

準学士課程については、卒業生の単位修得状況、卒業判定予備会議及び卒業判定会議において、卒業に必要な単位を修得していることを確認しているほか、単位修得状況、進級判定予備会議及び進級判定会議において、進級条件を満たしていることを確認しており、その結果から、教育の成果や効果が上がっている。

専攻科課程については、教育プログラム認定記録に基づいて学習・教育目標ごとに単位の修得状況を把握している。また、修了生全員が学習・教育目標に定めた単位を修得し、学士の学位を授与されており、教育の成果や効果が上がっている。

このほか、独創的な能力を持つ人材（スーパークリエイター）の発掘を目的とした「未踏ユース」に採択され、その成果により、専攻科課程の学生が「天才プログラマー／スーパークリエイター」に認定されているほか、プログラミングコンテスト3回の優勝に貢献した学生、また、数学検定グランプリ金賞を受賞する学生などを輩出しており、独創的な人材を育成できる環境を整備し、教育の成果や効果が上がっている。

これらのことから、各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について、

教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

準学士課程卒業生の就職については、就職率（就職者数／就職希望者数）が高く、その就職先は機械系や電気系の製造業、情報通信業等が中心となっている。進学についても、進学率（進学者数／進学希望者数）が高く、大学の工学部等に進学しており、各専門学科の専門分野に関連したものとなっている。

専攻科課程修了生の就職についても、就職率（就職者数／就職希望者数）が高く、その就職先は機械系や電気系の製造業、情報通信業等が中心となっている。進学についても、進学率（進学者数／進学希望者数）が高く、大学院の工学系の研究科等に進学しており、各専攻の専門分野に関連したものとなっている。

これらのことから、教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、教育の成果や効果が十分に上がっていると判断する。

6-1-④ 学生が行う学習達成度評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

準学士課程においては、卒業時に身に付ける学力や資質・能力について、学生による直接の学習達成度評価は実施されておらず、教育の成果や効果を判断する取組が十分とは言えない。また、専攻科課程においては、学習の達成度を学生自身が評価する「学習等目標記録簿」を学生に記入させているものの、その結果を学校として分析するには至っておらず、教育の成果や効果を判断する取組が十分とは言えない。

一方、学生による授業評価アンケートにおいて、当該授業科目の理解度について確認しており、その結果によると、教育の成果や効果がおおむね上がっていることが確認できる。

これらのことから、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果がおおむね上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や進路先などの関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取する取組として、卒業生及び修了生対してアンケート調査を実施している。

平成14年度に実施した卒業生及び修了生に対するアンケート調査では、卒業生、修了生ともに、英語等の文系科目が弱く、特に「コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力の育成」や英語に関連した「国際的視野に立った人間性の育成」の教育目標の達成度については低い結果となっているものの、卒業生は「専門的な基礎知識の修得」、修了生は「技術に関する基礎知識の深化」、「情報技術の修得」等の教育目標の達成度については高い評価を得ており、教育の成果や効果が上がっている。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、その結果からみて、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 独創的な能力を持つ人材（スーパークリエイター）の発掘を目的とした「未踏ユース」に採択され、その成果により、専攻科課程の学生が「天才プログラマー・スーパークリエイター」に認定されているほか、プログラミングコンテスト3回の優勝に貢献した学生、また、数学検定グランプリ金賞を受賞する学生などを輩出しており、独創的な人材を育成できる環境を整備し、教育の成果や効果が上がっている。
- 準学士課程、専攻科課程ともに、就職率（就職者数／就職希望者数）が高く、その就職先は機械や電気系の製造業、情報通信業等となっており、各学科及び各専攻の専門性に沿ったものとなっている。また、進学率（進学者数／進学希望者数）も高く、その進学先は大学の工学部、大学院の工学系の研究科等となっており、学校の意図する教育の成果や効果が十分に上がっている。

【改善を要する点】

- 準学士課程においては、卒業時に身に付ける学力や資質・能力について、学生による直接の学習達成度評価は実施されておらず、教育の成果や効果を判断する取組が十分とは言えない。また、専攻科課程においては、学習の達成度を学生自身が評価する「学習等目標記録簿」を学生に記入させているものの、その結果を学校として分析するには至っておらず、教育の成果や効果を判断する取組が十分とは言えない。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。
- 7-2 学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言、支援体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されているか。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

学習を進める上でのガイダンスとして、準学士課程では、学年始めのホームルームにおいて、学級担任がシラバスの活用方法、「学生生活ガイドブック」を使った指導や資格関連科目を含む選択科目の履修に関する手続き等についての説明を行うとともに、教育の目的・目標に関連して、学生には自らの学習目標を達成したかどうかを「学習等目標記録簿」に記入させているなど、学生に教育目標を自ら達成すべきものとして日常的に意識させている。専攻科課程では、入学式後に新入生ガイダンスを行っているほか、各授業科目担当教員が、各授業の初回にシラバスを用いた科目ガイダンスを行っている。

学生の自主的学習を進める上での相談・助言については、学級担任が全般的な助言に当たるとともに、授業科目担当教員がそれぞれの授業科目の相談・助言に当たっている。また、定期試験前にオフィスアワーを設定し、授業日程計画表において学生に公開している。平成 18 年度は、9、11、2 月に実施しており、オフィスアワー利用状況調査では、教員 1 人当たり約 3 人の学生がオフィスアワーを利用している。

これらのことから、学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されており、また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能していると判断する。

7-1-② 自主的学習環境（例えば、自主学習スペース、図書館等が考えられる。）及び厚生施設、コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境として、図書館及び総合情報センターが整備されている。図書館は、平日は 8 時 30 分から 21 時まで、土曜日は 13 時から 17 時までの利用が可能となっているほか、定期試験一週間前からは日曜日及び祝日においても開館しており、学生の便宜を図っている。総合情報センターは、学生の自主的学習のために授業時間外の利用が可能となっている。

福利・厚生施設として、売店及び食堂に加え、課外活動等に使用可能な研修施設を備えた「友朋会館」が整備されている。また、コミュニケーションスペースとして、図書館及び情報センター棟の談話コーナー、各学科棟のリフレッシュ室等が整備されている。

これらのことから、自主的学習環境及びキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズ（例えば、資格試験や検定試験受講、外国留学等に関する学習支援等が考えられる。）が適切に把握されているか。

学習支援に関する学生のニーズを把握する取組として、授業評価アンケートを行っているほか、学生課には「何でも相談室」と「学生相談箱」を設置している。また、資格試験等については、履修に伴う説明会を開催するとともに、担当教員が相談に対応している。さらに、専攻科課程においては、専攻科運営委員及び学生による情報交換会を実施している。

これらの取組の結果、授業内容の難易度や教授方法、カリキュラム等に関する要望を把握している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 資格試験や検定試験受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。

資格試験等については、時間割に資格関連科目に関する時間を確保し、履修に伴う説明会を開催するとともに、担当教員が学生からの相談に対応している。また、一般科目及び専門科目の学習に関係の深い資格については、選択科目として単位を認定し、資格取得の支援を行っている。

外国留学については、修学期間、単位の認定等に関して「津山工業高等専門学校留学規程」を定めている。また、平成14年度からはアメリカ合衆国のペンシルベニア・カレッジ・オブ・テクノロジーとの間で学生交流に関する締結書を交わしており、海外研修を実施している。平成16年度からは、中国の上海への研修旅行も実施している。さらに、学内にはTOEIC受講を対象としたe-learningシステムを導入しており、学生が自由に利用できるようになっている。

これらのことから、資格試験や検定試験受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能していると判断する。

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生等）が考えられる。）への学習支援体制が整備されているか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生に対する学習支援体制として、留学生指導教員及びチューター（学生相談員）が配置されており、指導や支援等については「外国人留学生規程」に定められている。チューターには、「留学生チューターマニュアル」を準備して、その制度及び活動上の注意事項を説明しており、レポートの作成や講義内容を理解するための支援を行っている。また、カリキュラムについては、文系の授業科目を中心に履修を免除し、留学生用の履修科目を課しているなど、専用の時間割を設定しているほか、入学後は各学科の担当教員により、必要に応じた補習指導を行っている。

編入学生については、工業高校及び普通高校のいずれの出身者に対しても、3年次までにおける主要科目に関連した事前指導を行っている。また、入学後は各学科において、必要に応じた技術教育指導を行っている。

社会人学生については、専攻科運営委員会の承認を得て、個別に特別な履修方法をとることのできる社会人コースが整備されている。また、別途整備されている長期履修学生制度を併用することにより、柔軟なカリキュラムを準備することが可能となっている。長期履修学生制度による社会人コースの実績として、現在までに1人の社会人学生が入学し、専攻科課程を修了している。

障害のある学生については、総合支援室を中心として対応方法の検討を進めるとともに、毎年、数人の教員を各種研修会へ派遣している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援体制が整備されており、

また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-1-⑥ 学生のクラブ活動や学生会等の課外活動に対する支援体制が整備され、機能しているか。

課外活動には指導教員を配置し、支援及び助言を行っているほか、指導教員連絡会議を毎年開催し、支援が適切に行われているか、また問題点がないかを確認している。ロボットコンテスト及びプログラミングコンテストについては、教職員による技術顧問団と審査委員を組織し、学生に対する支援を行っている。また、平成18年度からは学生及び教職員に対し、普通救命講習会及びAED（自動体外式除細動器）講習会を開催している。

学生会における各種委員会には、学生生活委員会から数人の教員が顧問として支援に当たっており、学生会全体としてリーダー研修会を行っているほか、各委員会は自主・自律の精神に基づき、独自の活動を展開している。

課外活動を支援するための施設として、屋内外の体育施設、研修所、学生会室、ものづくり工房等を整備している。実習工場は顧問教員の責任の下、授業時間以外にも利用できるとともに、支援を受けることが可能となっているほか、平成18年度からは、機械加工技術教育の一環として、課外活動等で実習工場を利用する学生を対象に、安全を十分意識して機械加工技術を習得するための講習を行い、受講した学生に対して、実習工場の機械を扱える資格を与える「マイスター制」を取り入れ、学生が自発的に高度な技術を習得することを奨励する取組を行っている。また、課外活動等に対する意欲向上のために、「津山工業高等専門学校学生表彰規程」を定め、課外活動に卓越した成果を収めた者等を表彰している。

経済的な支援として、厚生活動整備費に加えて、保護者後援会からの支援により、各種大会への派遣補助等を実施している。

これらのことから、課外活動に対する支援体制が整備され、機能していると判断する。

7-2-① 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

学生の生活面に係る指導・相談・助言については、主に学級担任が相談及び助言に当たっており、学級担任だけでは対応できない状況が生じた場合には、教職員全員が学生生活委員会の主導の下に支援を行っている。また、準学士課程1年次は混合学級制となっており、専門学科における連携や固有の問題に対応するために、専門学科から1人ずつの学科相談教員を配置している。さらに、学級担任等が各学生の状況を把握するための資料として、学生調査票を用いており、学級担任が各学年における状況を追記する形で、次の学級担任に引き継がれている。

学生の健康管理については、保健室及びカウンセラー室が整備されており、心や身体の問題を抱えた学生に対して、相談及び助言を行っている。平成17年度からは、新たに総合支援室が設置され、多様な問題について相談や助言を受ける場として利用されている。また、セクシュアル・ハラスメントに対しては、10人程度の相談員を配置して対応に当たっているほか、女子学生に対しては、平成18年度から女性相談員を配置した「ほっとルーム」が設置され、固有の問題について対応に当たっている。

学生の経済面については、奨学金及び授業料免除制度が整備されており、奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構に加え、民間団体等の支援を受けることが可能となっている。

さらに、学生の活動及び支援状況について、保護者からの理解と信頼を得るために、情報交換の場として保護者懇談会を実施しているほか、低学年においては、担任団のウェブサイトの作成や学年懇話会を実施し、意見交換を行っている。

これらのことから、学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能してい

ると判断する。

7-2-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生に対する生活支援体制として、学級担任、留学生指導教員、チューター（学生相談員）、卒業研究指導教員、事務職員等が配置され、支援を行っている。また、年に1～2回、国内の見学旅行を実施し、日本への理解を深める機会を提供しており、チューターも参加して、人間関係やコミュニケーションの向上を図っている。さらに、学生寮には自炊が可能な調理室や専用のシャワールームが整備されており、宗教上の理由等に基づく生活習慣の違いに配慮している。

障害のある学生に対しては、身体障害者用スロープ、身体障害者用トイレ及び身体障害者用駐車場の整備を順次行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者に対して、生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-2-③ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

学生寮として、北辰寮が整備されており、入寮定員350人に対し、平成19年4月1日現在で342人の学生が入寮している。寮務主事を中心とした寮務委員会及び寮務係が運営しており、寮生への生活指導や助言等を行っている。

学生寮には、居室のほか、共用の学習室及びパソコン室が設置されており、勉学の場として活用されている。また、日課表には自習時間を設定している。

寮生は、教職員の支援の下、寮生会を中心に自ら規律を守り規則正しい生活を送っており、宿日直には、全教員が協力して対応している。また、行事の多くは、寮生会が教員の助言を受けながら、主体的に企画し、実施しており、社会的訓練の場にもなっている。さらに、寮生の視野を広げるために、全国高等専門学校との間で交換寮生制度を実施し、活用している。

また、寮生の生活及び学習面に関して、保護者と連携を取りながら支援を行うために、寮生保護者連絡会、北辰寮後援会・寮生会・寮務委員会の懇談会を実施している。

これらのことから、学生寮は、学生の生活及び勉学の場として有効に機能していると判断する。

7-2-④ 就職や進学などの進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。

就職や進学などの進路指導については、進路支援委員会の基本方針の下、準学士課程5年次については学科主任及び学級担任が、専攻科課程2年次については専攻科長及び専攻科主任が指導にあっている。また、準学士課程3、4年次及び専攻科課程1年次の進路指導として、就職・進学ガイダンスを実施しているほか、準学士課程1、2年次向けにも、将来の進路選択の観点から進路説明会を実施している。さらに、進路に関する支援状況については、学内専用のウェブサイトに掲載しているほか、学生は進路情報室から進路情報データベースを利用することが可能となっている。

就職試験、編入試験に対応するために、過去に出題された問題をまとめた進路問題集を作成し、ウェブサイトに掲載しており、早期からの自学自習に用いることが可能となっている。また、学生の受験記録を保管しており、閲覧することが可能となっている。

保護者に対しては、保護者懇談会を通して進路指導に関する相談等を受けている。また、就職活動の支

援や卒業生の状況調査のため、毎年11月から翌年3月にかけて教員による企業訪問を行っており、訪問結果は学内で共有し、進路指導に活用されている。

これらのことから、就職や進学などの進路指導を行う体制が整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育の目的・目標に関連して、学生には自らの学習目標を達成したかどうかを「学習等目標記録簿」に記入させているなど、学生に教育目標を自ら達成すべきものとして日常的に意識させている。
- 機械加工技術教育の一環として、課外活動等で実習工場を利用する学生を対象に、安全を十分意識して機械加工技術を習得するための講習を行い、受講した学生に対して、実習工場の機械を扱える資格を与える「マイスター制」を取り入れ、学生が自発的に高度な技術を習得することを奨励する取組を行っており、成果を上げている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 教育課程に対応して施設、設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、教室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館等、実験・実習工場さらには職業教育のための練習船等の設備等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

教育課程の実現のために、校地、運動場、体育館、教室、研究室等の必要な施設が整備されている。また、平成 10 年より教室の狭隘化解消のための整備を行うとともに、共通実験棟の新営、耐震化を完了し、平成 14 年には地域共同テクノセンターを新営している。これらの建物には、一般教室等への空調設備の導入、全教室への液晶プロジェクターの設置を完了しており、有効に活用されている。また、総合情報センターには、パソコンを設置した基礎情報演習室、応用情報演習室及びマルチメディア室の 3 つの演習室、情報管理用サーバ室及び管理用の事務室が整備されている。実習工場には、基礎的なものから最新の機械まで整備されており、いずれも年間を通じて活用されている。

バリアフリー化に関しては、校内各所に身体障害者用スロープ、身体障害者用トイレ及び身体障害者用駐車場の整備を順次行っている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

総合情報センターにおいて、情報ネットワークの運用が行われている。教育用コンピュータシステムは 5 年ごとに更新しており、最近では平成 17 年度末に更新している。また、平成 14 年度、平成 18 年度にネットワーク機器を更新しており、学内幹線の通信速度が大幅に速くなり、1 Gbps となっている。総合情報センターの応用情報演習室は、常時インターネットに接続しており、WWWブラウザによる閲覧は、講義・実験中だけでなく、授業時間外も使用が可能となっているほか、各研究室、卒研室等からも常時、接続が可能となっている。

セキュリティについては、プライベート IP アドレスによりネットワークが運用されており、外部接続用の一部サーバを除き、外部から学内の計算機に直接接続することができないようになっている。また、学内から学外に対しての通信も、ウェブサイトについては基本的にプロキシ経由での接続のみを許可している。さらに、学内のウイルス対策ソフトを統一し、パターンファイルは総合情報センターにおいて一括管理しているなど、総合情報センターから学内パソコンを統一的に管理することにより、セキュリティ管理が行われている。

平成 16 年 10 月にセキュリティポリシーを策定し、情報セキュリティに関して責任を持つ教職員に周知

されているほか、平成 18 年 1 月に「セキュリティポリシー職員向けマニュアル」を作成し、その他の教職員にも周知徹底している。また、平成 16 年度からセキュリティに関する講習会が毎年開催されている。さらに、学生に対しても、ネットワーク利用のエチケット、高学年の学生を対象としたアカウント管理やパソコンのセキュリティ対策方法等についての指導が行われている。

これらのことから、情報ネットワークが十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

図書館には、自然科学、技術、産業に関するものを中心に約 7 万 3 千冊の図書を有しており、専門分野ごとに系統的に整備されている。また、冊子以外にもデジタル化された資料として、CD-ROM 化された辞書や新聞縮刷版の充実が図られているほか、平成 16 年度から閲覧室に DVD 再生装置が設置され、デジタル情報の視聴が可能となっている。また、学生の希望にも配慮するため、後援会からの支援によりブックハンティングが行われている。

蔵書目録のデータベース化は平成 13 年度に完成し、これにより研究室など学内からの蔵書検索が可能となり、利用者に大きな便宜が図られている。また、独立行政法人科学技術振興機構が運用しているオンラインシステム（JOIS）を利用できる環境が整備されていたが、平成 16 年からは長岡技術科学大学の支援により JDream コンソーシアムに参加し、利用を開始している。

これらのことから、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。

教育活動の実態を示すデータや資料として、学生による直接の学習達成度評価に関する資料の収集は行われていないものの、各種資料の収集・蓄積・点検・評価は教務委員及び外部評価点検委員が、成績はシラバスに掲載されている方法で算出されているか、また、欠課時間数に関する規定に違反していないかなどの評価を行う体制としており、シラバス、成績評点一覧表、授業評価アンケート集計表、課題レポート、定期試験答案、定期試験模範解答、採点基準等の教育活動の具体的な資料・データの収集・保管が行われている。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されていると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生の意見の聴取として、授業評価アンケートを実施しており、その結果、寺子屋式双方向教育や学生のやる気を引き出す工夫等の必要性を確認している。各教員は、授業評価アンケートの結果を受け、教育目標計画の点検票に基づいて、教育や授業の方針及び取組の計画書である「教育目標計画」の点検と自己評価を年度末に行っている。また、この結果を参考にしながら、次年度の「教育目標計画」を作成し、これらを反映させてシラバスを作成し、授業を行っている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学外関係者の意見の聴取として、卒業生及び修了生に対するアンケートを実施しており、その結果から、英語教育についての不満を確認し、常勤のネイティブスピーカーを英語教員として採用するなどの改善を行っている。

また、保護者からの意見を聴取する機会として、保護者懇談会や授業公開日を設けており、保護者懇談会では、低学年の学習支援に関する要望等があり、検討した結果、少人数補習を実施するなどの改善を行っている。さらに、社会からの要求については、地域共同テクノセンター等を通して反映する体制となっているほか、同窓会長（卒業生）がメンバーとして参加している有識者懇話会の内容は、運営会議を通じ

て各委員会に伝え、検討することとなっている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 各種の評価（例えば、自己点検・評価、教員の教育活動に関する評価、学生による達成度評価等が考えられる。）の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

各種の評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けるシステムとして、各教員は、授業評価アンケートの結果を踏まえ、「教育目標計画の点検票」に基づいて自己評価を行い、その結果を参考に次年度の「教育目標計画」を作成し、これらを反映させた形でシラバスを作成するという改善システムを整備している。

また、学校全体の教育課程の見直しについては、教育課程検討特別委員会において検討する体制としており、平成20年度から新教育課程へ移行することとなっている。

これらのことから、各種の評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるシステムが整備され、教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。

個々の教員は、教育目標計画を立て、授業を行い、年度末に学生による授業評価アンケートの結果を踏まえ「教育目標計画の点検票」に基づき、自己評価を行っており、次年度の「教育目標計画」の作成や、授業に係わる内容、方法等の改善が行われているなど、授業改善のサイクルが継続的に機能している。

学校として、「教育目標計画」及び「教育目標計画の点検票」により、個々の教員の改善活動を把握しており、これを学内に公開している。

また、非常勤講師については、公開授業を行い、参観教員との討論の結果を基に、授業改善に結び付けている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っており、また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握していると判断する。

9-1-⑥ 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。

各教員は授業を通して改善すべき点を把握し、新たに工夫するとともに、その成果を教育方法の改善に関する様々な研究として昇華している。教育の質の改善につながっている教員の教育方法に関する研究として、「レゴ・マインドストームを教材に使ったメカトロニクス教育とその教育的効果」についての論文を発表しており、研究活動を教育の質の改善に結び付けている。

また、学生との共同研究、「事例研究を通じた情報倫理の検討」等を通して学生に種々の体験をさせるなど、教員の研究、あるいは研究成果を学生の教育に活かすよう努力しており、学生の「第4回ジャパン・サイエンス・エンジニアリング・チャレンジ～高校生“科学技術”チャレンジ（JSEC2006）」のグラウンドアワード優秀賞、電気学会優秀論文発表賞等の受賞に結び付けている。

これらのことから、研究活動が教育の質の改善に寄与していると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、組織として適切な方法で実施されているか。

ファカルティ・ディベロップメントは、教育改善活動の一環として非常に重要な位置を占めており、長年にわたり、夏季休業中に教務及び学生生活、寮務委員会等が直面する問題や課題をテーマとして教職員研究集会を開催している。また、これと並行して、平成13年度から、教務委員会が中心となってファカルティ・ディベロップメント研修会に取り組んでいる。さらに、平成17年度からは、教職員研究集会とファカルティ・ディベロップメント活動を統合し、運営会議が中心となって、幅広いテーマで、年間計画の下にファカルティ・ディベロップメント研修会を開催している。

これらのことから、ファカルティ・ディベロップメントが、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成13年度から、教務委員会を中心に取り組んでいるファカルティ・ディベロップメント研修会では、授業評価アンケートの方法、集計結果の評価等に取り組み、学生の評価を向上させることへの効果は小さかったものの、教育手段・方法等を改善しており、授業改善による教育の質は全体として向上しているという結果を得ている。

また、各教員は、ファカルティ・ディベロップメント等の研修会での発表も参考にしながら、「教育目標計画の点検票」に基づき、年度末に「教育目標計画」の点検と自己評価を行っている。さらに、次年度の「教育目標計画」の作成に当たっても、ファカルティ・ディベロップメントの内容が活かされている。

これらのことから、ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 各教員は、教育目標計画を立て、授業を行い、年度末に学生による授業評価アンケートの結果を踏まえ「教育目標計画の点検票」に基づき、自己評価を行っており、次年度の「教育目標計画」の作成や、授業に係わる内容、方法等の改善が行われているなど、授業改善のサイクルが継続的に機能している。

基準 10 財務

- 10-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
当校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有していると判断する。

また、学校として健全な運営を行っており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
授業料、入学検定料、入学料等の諸収入の状況及び独立行政法人国立高等専門学校機構からの学校運営に必要な予算配分の状況から、教育研究活動を安定して遂行するための経常的な収入が確保されていると判断する。

10-2-① 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

収支に係る計画は、学校の中期計画及び予算配分方針に基づく予算配分案が主事会議において意見調整後、運営会議において審議・決定されている。

また、これらの計画については、教員会議において報告しているほか、運営会議メンバーである学科主任が教室会議で周知を図っていると、学内文書サーバに掲示することにより教職員に明示されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算については、予算配分方針を策定し、運営会議で審議・決定された配分案に基づき、関係部署に配分されている。

また、特別計画経費を設け、高等専門学校における学生の実験実習の基盤を成す設備の充実のための校長裁量経費（重点整備費）、高度なものづくり教育を通じ、学生の創造性を涵養するための取組に必要な予

算措置を行うためのものづくり経費、当校の研究の活性を促すための傾斜配分枠研究費に区分し、それぞれ、申請要領に基づき、教員等からの申請により、校長、副校長、校長補佐及び事務部長で構成する主事会議において審査し、配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

学校を設置する法人である独立行政法人国立高等専門学校機構の財務諸表が、官報において公告され、ウェブサイトにも掲載されており、適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

会計監査については、独立行政法人国立高等専門学校機構において会計監査人による外部監査が実施されており、また、内部監査も実施されていることから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
 11-2 学校の目的を達成するために、外部有識者の意見が適切に管理運営に反映されていること。
 11-3 学校の目的を達成するために、高等専門学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

校長は、学校教育法をはじめとする関係法令の定めるところにより、学校運営の責任者となっている。また、「津山工業高等専門学校学則」及び「津山工業高等専門学校内部組織規程」に基づき、教務主事、学生主事、寮務主事及び専攻科長を配置し、それぞれの役割を定めている。

「津山工業高等専門学校内部組織規程」により、学校運営全般について校長を補佐するための副校長は、教務主事をもって充てられている。また、校長の職務を補佐するための校長補佐は、学生主事、寮務主事及び専攻科長が充てられている。さらに、教務、学生、寮務の3主事の下に主事補を配置し、それぞれの主事の職務を補佐している。

各種委員会については、各委員会規定により、その役割を定めており、現在 17 の委員会の下に、12 の小委員会及びワーキンググループを設置している。これらの中で、校長を委員長とする委員会として、主事会議、運営会議、教員会議、人事推薦委員会等を設置している。副校長、校長補佐及び事務部長から構成される主事会議は、校長のトップマネジメントを支える意思決定に直結した会議となっており、校長のリーダーシップが発揮されている。また、運営会議は、各専門学科主任、一般学科主任、学術情報委員会委員長、産学連携推進委員会委員長、教育研究支援委員会委員長及び事務部長で構成されており、校務の円滑な運営を図るため、管理運営に関する重要事項等について審議を行っている。

これらのことから、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっていると判断する。

- 11-1-② 管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

学校の重要事項を審議する組織として、主事会議及び運営会議が設置され、それぞれにおいて決定された事項を具体的に実施していくための委員会として、教務委員会、学生生活委員会、寮務委員会及び専攻科運営委員会が設置されている。各種委員会規定には、事務部における担当課が示されており、事務部長又は担当課長が委員として参画し、教職員が協働で当該委員会の担当に当たっている。

事務組織については、平成 18 年度より従来の庶務課、会計課及び学生課の 3 課体制から、総務課、学生課及び地域連携・広報室の 2 課 1 室体制に改め、業務の効率化を図っており、各課における担当業務は、「津山工業高等専門学校事務組織規程」により定められている。

これらのことから、管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動していると判断する。

11-1-③ 管理運営の諸規定が整備されているか。

管理運営の諸規定として、「津山工業高等専門学校学則」に基づき定められている「津山工業高等専門学校運営会議規程」、「津山工業高等専門学校事務組織規程」をはじめとして、情報公開や情報セキュリティ、健康安全管理、レクリエーションやセクシュアル・ハラスメント防止、教職員安全衛生管理、施設管理や防災、毒劇物の管理や図書館等に係る諸規則・規定が整備されている。

これらのことから、管理運営の諸規定が整備されていると判断する。

11-2-① 外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。

外部有識者等の意見を学校運営に反映させるため、平成13年5月に外部評価委員会が設置され、平成14年1月に「外部評価報告書（提言）」として報告書が作成されている。平成17年からは、定期的に外部有識者からの意見を聴取するために有識者懇話会が設置され、平成18年3月に第1回の有識者懇話会が、平成19年3月に第2回の有識者懇話会が開催されている。さらに、後援会からの保護者の意見を学校運営の参考として取り入れている。

外部評価委員会からの「地域社会へのきめ細かい交流をして欲しい」との提言を受けて、地域共同テクノセンターにおいて地域連携を強化するため、平成15年度から産学連携推進コーディネーターを配置し、平成18年度には地域共同テクノセンター運営委員会及び知的財産委員会を統合し、産学連携推進委員会を設置している。また、第1回の有識者懇話会で懸念を示された入学志願者減少への対策について、平成18年度より外部から入試アドバイザーを採用し、岡山県内の中学校への積極的なPR活動を展開している。

これらのことから、外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-3-① 自己点検・評価（や第三者評価）が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、それらの評価結果が公表されているか。

自己点検・評価については、平成4年に設置された自己評価委員会において、高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、現在までに平成4、7、13、17年の4回実施されている。また、「津山工業高等専門学校の現状と課題」として刊行されており、全国の国公立高等専門学校、文部科学省、岡山県内の大学等の関係機関に配布し、公表されている。

第三者評価として、平成15年度に日本技術者教育認定機構による評価を受け、その結果はウェブサイト等で公表している。

これらのことから、高等専門学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価や第三者評価が行われ、かつ、それらの評価結果が公表されていると判断する。

11-3-② 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。

自己点検・評価や外部評価委員会による評価の結果は、それぞれ印刷物として刊行され、全教職員に配付し周知することにより、フィードバックされている。

評価結果から示される課題については、運営会議において審議し、必要に応じて適切な委員会で対処するシステムとなっている。また、改善に係る事項について教員からの申し出があった場合は、まず各主事はその内容を確認し、教務委員会、学生生活委員会、学寮委員会及び専攻科運営委員会の各委員会で検討し、必要に応じて運営会議で審議決定するシステムとなっている。

このシステムにより、外部評価委員会からの提言を受けて、国際化への対応については、国際交流基金を創設し、アメリカ合衆国のペンシルベニア・カレッジ・オブ・テクノロジーと国際交流に関する締結が行われ、毎年、学生間の交流が行われている。また、「地域社会へのきめ細かい貢献を」との要請に対しては、産学連携推進委員会を構成し、地域連携を図っている。さらに、有識者懇話会で懸念が示された入学志願者減少への対策については、外部から入試アドバイザーを採用し、岡山県内の中学校への積極的なPR活動が展開されている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善に結び付けられるシステムが整備され、有効に運営されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 高等専門学校名

津山工業高等専門学校

(2) 所在地

岡山県津山市

(3) 学科等の構成

学 科：機械工学科，電気電子工学科，
電子制御工学科，情報工学科

専攻科：機械・制御システム工学専攻，
電子・情報システム工学専攻

(4) 学生数及び教員数

(平成19年5月1日現在)

学生数：準学士課程 836人，専攻科 48人

専任教員数：63人

2 特徴

本校の理念・教育目標において，特に学生の自律の精神を求め，自発的な学習を重視した教科を含めた創造性を育む教育活動や自主的で自由な学生生活・寮生活など，全校で統一した自律，創造，自由の理念のもと，教育・課外活動等で各種賞をもらうなどの成果を得ている。

(1) 沿革

本校は，岡山県北部の津山市の中心部から，やや東北にある高台に位置している。

昭和 38 年 4 月に機械工学科 2 学級，電気工学科 1 学級の 2 学科 3 学級として設置された。昭和 42 年には金属工学科を増設したが，社会の変化により，昭和 61 年に金属工学科から情報工学科へ，平成 3 年に機械工学科 1 学級を電子制御工学科へ改組，平成 15 年に電気工学科から電気電子工学科に名称変更し，現在の 4 学科となっている。専攻科は早い時期の平成 9 年 4 月に 2 専攻が設置された。創立以来の本校卒業生及び修了生は，それぞれ 5,302 人，198 人となっている。

(2) 教育活動

平成 12 年にカリキュラムを大幅に変更し，一般，専門科目それぞれに，自発的に学習した成果や興味のもてる分野の資格取得などの成果が単位として認められる科目と，創造力や思考力を育てるための演習科目とを設定している。これらの科目の学習を通じて技術者としての活力と創造力・思考力を養っている。

教育改善活動として，長期にわたって夏季休業中に「教職員研究集会」を，平成 13 年度以降は F D 研修会

を開催し，教育問題等に取り組んでいる。さらに，学生・教員相互の評価などにより教育内容・設備の改善に向け努力している。その中で，学生の意見も聞き，例えば，1～5 年生の各ホームルームに冷暖房設備を設置し，さらに，プロジェクタ及びスクリーンを配置し，IT 教育の推進を図っている。平成 15 年度に本校の技術者教育プログラムが，日本技術者教育認定機構(JABEE)から認定された。平成 18 年度には，教育活動への支援・理解や学生指導への協力と授業改善の取組みを促すために，保護者及び教職員への授業公開を行った。

(3) 学生生活

学生の課外活動においても，学生の自主性を尊重し学生会の育成や各種課外活動の支援を行なっている。運動部・文化部の各種目で学生が自律的に活動するよう導き，全国高専ロボットコンテストで平成 17 年度に全国優勝，全国高専プログラミングコンテストで平成 14, 16, 17 年度に自由部門で最優秀賞，平成 18 年度全国科学技術研究コンテストで優秀賞などの成果を得ている。

学生寮は教育寮として位置づけられ，在校生の約 4 割が生活している。寮生の内発的動機づけと達成感に価値をおき，寮生が自主的に運営を行う形態をとっている。また，他高専との寮生の相互交換や，寮生教養講座などの行事を積極的に行なっている。

国際交流にも力を入れている。他高専に比べて留学生を多く受け入れており，今後とも本校の重要な役割である。平成 14 年度から毎年，米国のペンシルベニア・カレッジ・オブ・テクノロジーとの国際交流を実施し，教員や学生が相互に訪問している。さらに平成 15 年度からは，中国上海への研修旅行も実施している。

(4) 地域連携

この津山には理工系の高等教育機関としては本校が唯一のものである。そのため，本校と地域産業界等との交流を深め，地域産業の発展に寄与するとともに，本校の教育研究の振興を図ることを目的に津山高専技術交流プラザが平成 7 年度に発足した。さらに，平成 16 年度に完成した地域共同テクノセンターを基盤に，技術相談，共同研究や受託研究，出前講座，専門セミナー，人材育成事業協力等により，地域産業等の発展に寄与するよう努力している。そして，地域企業，市民一般，小中学生を対象に公開講座も開設し，好評を得ている。

ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

津山工業高等専門学校の使命

津山工業高等専門学校は、5年間の準学士課程（本科）と2年間の専攻科課程を有する高等教育機関である。本校の教育機関としての目的は、津山工業高等専門学校学則第1条において、「教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神にのっとり及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする」と明記されている。

また、平成16年4月から、全国の55国立高専は、独立行政法人国立高等専門学校機構法に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する国立高等専門学校となった。その際、同法第3条により、「職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ること」という機構全体の目的が規定された。

本校の教育的使命は、これらの目的を遵守するとともに、自律、創造、自由の理念のもと、実践的な技術者を育成することにある。以下、さらに詳細にその概要を記す。

理念・教育目標（本校の教育研究活動全般にわたる基本方針を定めたもの）

本校は、5年間の準学士課程と2年間の専攻科課程を有する高等教育機関であり、以下の理念・教育目標を掲げている。

準学士課程では、5年間の一貫した教育により、実践的技術と工学の基礎を学び、深く専門の学芸・技術を身につけた、創造性、活力、人間愛、国際性に富んだ人材の育成を目標とする。

専攻科課程では、準学士課程における教育の成果を活かし、さらに高度な専門知識と研究開発能力を身につけた実践的技術者や研究者の養成を目標とする。

そのために、自由で明るい環境のもとでの教育と研究を重んじるとともに、学生に自律の精神を求め、実験・実習、社会体験、創造学習、研究発表、課外活動、寮生活等を重視した教育を行う。

養成すべき人材像と各専門学科の特徴

養成すべき人材像と各学科・各専攻科の特徴は、準学士課程と専攻科課程において、それぞれ以下のように具体的に規定されている。

1. 準学士課程の養成すべき人材像

- ◎機械工学科：「設計・製作に強い機械技術者の養成」
- ◎電気電子工学科：「エネルギー・エレクトロニクス社会を担う技術者の養成」
- ◎電子制御工学科：「ハイテク時代に活躍するメカトロニクス技術者の養成」
- ◎情報工学科：「ハードからソフトまで総合的な能力をもったコンピュータ技術者の養成」
- ◎一般科目：「基礎学力の習得と人間性の育成」

2. 専攻科課程の養成すべき人材像

専攻科課程は、準学士課程5年間の一貫教育の成果を活かし、さらに高度な専門知識と研究開発能力を身につけた実践的技術者や研究者の養成を目標としている。専攻科課程では、「システム思考のできる機械・制御技術者と電気・電子・情報技術者の養成」を目指し、それぞれの専攻に応じた以下の人材像の養成を目標として掲げている。

- ◎機械・制御システム工学専攻：「機械工学の分野と制御工学の分野をシステム化して考え、いわゆる機械系のシステムを研究開発・設計できる能力を養うこと」

◎電子・情報システム工学専攻：「電気・電子工学の分野と情報工学の分野をシステム化して考え、いわゆる電気系のシステムを研究開発・設計できる能力を養うこと」

卒業（修了）時に身につけるべき学力や資質・能力（各専攻各学科別の具体的な学習目標）

1. 準学士課程卒業時に身につけるべき学力や資質・能力

本校の準学士課程卒業時に身につけるべき学力や資質・能力は、上記の「理念・教育目標」に照らして、以下のように明確に規定されている。

◎一般科目の学習目標

- (1) 実践的技術と工学の基礎を学び、深く専門の学芸・技術を身につける（自然科学系基礎科目）
- (2) 自律の精神を求め、創造性を身につける（自発的学習科目）
- (3) 生きるための活力と、その自由な表現力を身につける（国語、芸術、保健・体育）
- (4) 人間愛にみちた倫理観を身につける（人文・社会）
- (5) 国際性に富んだ人材を育成するための幅広い教養を身につける（外国語、人文・社会）

◎専門学科の学習目標（ここでは紙数の関係で、一例として、情報工学科の学習目標を取り上げる。他専門学科においても、それぞれの専門学科の特色を活かしながら、同じ様式で学習目標が作成されている。詳細は後述資料1-1-①-10～13を参照のこと。）

- (1) 数学、物理を中心とした自然科学系の科目に関する知識を修得し、情報工学を中心とした技術分野に応用する能力を身につける
- (2) 情報・制御ならびに電気・電子の分野に関する専門技術分野の知識を修得し、情報・通信等の分野に応用できる能力を身につける
- (3) 実験や演習等の体験的学習を通じて知識理解を深化させるとともに、実験遂行能力、データを解析し考察する能力、システム作成能力を身につける
- (4) 自発的学習を含む科目の学習を通じて創造性、自主性を身につけるとともに、学んだ技術・知識を具体的なシステム等の作成に応用できる力を身につける
- (5) 卒業研究の学習を通じて、研究計画をデザインし、工学現象を理解し問題解決する力やプレゼンテーション力を身につける

2. 専攻科課程修了時に身につけるべき学力や資質・能力

本校の専攻科課程では、日本技術者認定機構（JABEE）の基準に対応した技術者教育プログラムとして、「機械・制御システム工学」及び「電子・情報システム工学」教育プログラムを設定し、社会の要求水準を満たした教育を行っている。専攻科課程入学者の全員がこの教育プログラムの履修者であり、これにより、専攻科課程のもつ教育資源がより有効に利用できるようになり、専攻科課程がより高度な機能を発揮する仕組みになっている。専攻科課程修了時には、以下の目標が達成されることが求められている（学習・教育目標の詳細な内容については後述資料1-1-①-16～17を参照）。

- (A) 技術に関する基礎知識の深化
- (B) 地球的視野に立った人間性の育成
- (C) 情報技術の修得
- (D) デザイン能力の育成
- (E) 研究能力の育成
- (F) コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力の育成
- (G) 技術者倫理の理解
- (H) 地域社会との連携

iii 自己評価の概要（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

基準 1 高等専門学校の目的

本校では、創設時に学校の教育目標を定め、それを改善しつつ、理念・教育目標として現在に至るまで貫いている。しかも、各学科・各専攻別の養成すべき人材像、卒業（修了）時に身につけるべき学力や資質・能力を学習目標として具体的に定めることにより、学生が本校において学習する際の具体的な指針を示している。

本校の使命は、高等専門学校創設の趣旨及び学校教育法上の高等専門学校の目的を踏まえて定められたものである。また、本校の理念・教育目標、各学科・各専攻別の養成すべき人材像及び卒業（修了）時に身につけるべき学力や資質・能力は、学校教育法上の高等専門学校の目的との関連を明確にして策定されているのであって、本校の目的は学校教育法の規定からはずれるものではない。

教職員及び学生に対しては、本校の理念・教育目標、養成すべき人材像、卒業（修了）時に身につけるべき資質・能力について、それぞれ積極的に周知を図っており、学校として、目的が学校構成員に周知されるように努力している。

さらに本校の目的は、本校公式ホームページや刊行物に掲載しているのをはじめ、オープンキャンパスや県内を中心とする中学校への訪問時の説明及び就職先の関連企業や進学先等に「学校要覧」「学校案内」といった刊行物を配布するなど、社会に対して広く公表されている。

基準 2 教育組織（実施体制）

準学士課程は、機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科及び情報工学科の4つの専門学科と一般科目で構成されており、工業分野の中心部分を幅広くカバーして本校の教育目標と適合している。

専攻科課程は、機械工学科と電子制御工学科とを基礎とする機械・制御システム工学専攻及び電気電子工学科と情報工学科とを基礎とする電子・情報システム工学専攻の2専攻で構成され、高度な専門知識と研究開発能力を身につけた実践的技術者の育成という本校の掲げた教育目的に沿ったものとなっている。

全学的なセンターとして総合情報センター、教育研究支援センター及び地域共同テクノセンターが設置されている。総合情報センターは情報処理教育のみならず英語教育などの実施や課題演習・課題研究等などの自発的学習科目に係る教育の場として、教育研究支援センターは技術職員による実験・実習等の学生指導の支援を行なう組織として、地域共同テクノセンターは地域と連携した全学的な実践的技術教育や研究指導の場として、いずれも適切に利用されている。

学校全体の運営管理を主に扱う運営会議、主事会議と、学生の教育や学習支援を主に扱う教務委員会、専攻科運営委員会などの役割分担ができ、さらに新しい教育システム構築を議論する教育システム検討委員会や教育課程の見直し・改善を行う教育課程検討特別委員会が組織されている。これらの体制により、教育活動に係る重要事項の審議など必要な活動が行われており、外部評価やJABEE評価などの学外審査も積極的に受けている。

教育課程系統図による各科目間の関係把握、教員会議や教室会議、あるいはFD研修会を通じた連携など、教員間の意見交換や連携が組織的に取り組まれている。また、各学科の教室会議や一般科目の科目担当者の打合せを通して、授業や試験の結果に基づく学生の理解度などを確認し検討・調整を行っている。

各学級における学生の学習及び生活指導については学級担任を、課外活動における直接的な学生指導については各部に顧問教員を配置し、担任団会議・教室会議・課外活動連絡会議などを通じて支援を行っている。特に、学級担任の手引きの明文化により、学級担任の経験が浅い教員であっても学生指導が行えるよう配慮し、学級担任の代表となる学年主任をおくことにより、学級担任間の意見交換を行う場を設けている。

基準3 教員及び教育支援者

準学士課程では、一般科目担当教員として教育目標を達成するためのバランスをとるとともに、数学と物理・化学に重点的に配置し、外国人の英語教員を配置するなど、国際性に富んだ人材育成に沿った教員配置を行っている。専門科目担当教員として、機械工学、電気電子工学、電子制御工学、情報工学の各分野において専門分野と対応させて適切に配置し、各学科の教育内容に対応した教育を行っている。

専攻科課程では、教育目標を達成するために、博士の学位取得者を中心とする一般科目担当教員と企業経験者及び博士の学位や十分な研究実績を持つ教員を中心とする専門科目担当教員を配置している。また、特別研究指導教員には博士の学位を取得している教員や企業等経験者をあてている。

教員の採用や昇格に係る手続きは人事推薦委員会規程に定められており、原則公募で、教員の教育研究業績を含む個人調査と面接により、年齢・専門分野・各種経歴等を考慮して選考している。

教員の教育活動の定期的な評価として、毎年、「教育目標計画の点検票」及び「教員の教育目標計画」の作成・提出により自己評価の充実を図るとともに、教員相互評価や学生による授業評価アンケートを実施している。事務職員、技術職員等の教育支援体制として、教務係、学生生活係、寮務係、学術情報係及び教育研究支援センターの組織があり、教育活動の支援を行っている。

基準4 学生の受入

「学生の受入」に関して、準学士課程及び専攻科において、それぞれアドミッション・ポリシーが適切に設定され、これを入学者の選抜試験で確認し、学生の受け入れが行われている。準学士課程の推薦による選抜では、面接ならびに調査書において、アドミッション・ポリシーを確認する選抜方法となっており、学力試験による選抜でも、学力検査と調査書において、アドミッション・ポリシーを確認する選抜方法となっている。選抜の中で、理数科目を重要視し、数学と理科の傾斜配点で評価している。また、中学校訪問や入試説明会及び学校説明会により、本校の特色の説明をしており、アドミッション・ポリシーに沿った学生が受験できるようになっている。一方、学生の受け入れに関する検証も行っており、その結果をもとに推薦による選抜の募集人数を変更するなど学生の受け入れに対するの改善も行っている。そして、年々低下してくる入試倍率に対するの改善方法の検討も入試委員会や教務委員会において行っている。

基準5 教育内容及び方法

<準学士課程>

教育の目的に照らして、一般科目と専門科目の配置あるいは理数系基礎科目と専門科目の配置などを考慮し、さらに学年間での授業科目の関連を示した系統図を作成するなど、教育課程を体系的に編成している。また、学生の自主性や自発性、考える力や創造性の育成を主目的とした自発的学習科目と呼ばれる科目群を導入しており、低学年から高学年に渡って体系的に配置している。専門科目における自発的学習科目の占める割合は必須科目の単位数の19%を越えており、量的に見ても自発的学習科目は教育課程の中で重要な位置を占めている。すなわち、教育課程が全体として創造性の育成を重視し、かつ、それを実践できるとな形に編成している。授業内容についても、学科ごとにそれぞれ特徴ある工夫をしている。また、学生の多様なニーズに応えるものとして、4年と5年次のカリキュラムには選択必修科目という科目群を設けている。

授業形態の面からは、演習形態の授業科目のほとんどが自発的学習科目になっており、創造性の育成を主眼として低学年から配置している。さらに実践的技術の育成に資するものとしての実験・実習は、すべての学年にほぼ同じ比重で配置している。量的にも十分であり、講義、演習、実験・実習のバランスは適切である。また、自発的学習科目や実験・実習科目はその目的に沿ったものとして、ほとんどが少人数授業である。

シラバスは当該科目の教育課程における位置づけを載せるとともに、「学習目的」、「到達目標」、「授業の方法」、「授業計画」や担当教員から学生へのメッセージとしての「受講上のアドバイス」欄を設けるなど充実したものになっており、学生への周知のための努力も行なっている。

成績評価や進級・卒業認定については、それに関する規程を制定し、学生生活ガイドブックや津山高専公式ホームページに掲載し、学生への周知も行っている。成績評価はこの規程に基づき、シラバスの「成績評価方法」欄に記した方法によって、各教員が行っている。また、全教員が出席する進級・卒業判定会議において、進級・卒業認定を適切に実施している。

特別活動は、ホームルーム活動、学校行事、学生会活動と分類され、年間のおもな計画をシラバスに掲載している。特にホームルーム活動は、シラバスに沿った形で各教員によって行われており、人権教育をホームルーム活動の一部として実施している。1年生は混合学級であるが、自分の所属学科に分かれての学科ごとのホームルームも並行して行っている。課外活動は活発であり、ほとんどの教員が部の指導教員となって指導にあたっている。また、ロボットコンテスト、プログラミングコンテストなどへも参加している。学生生活委員会を中心とした指導のもとで、校内外清掃などの行事や交通安全講習会などの各種講演会も実施しており、生活指導面での工夫もしている。

<専攻科課程>

日本技術者教育認定機構（JABEE）の基準に対応した技術者教育プログラムを策定している。このプログラムにより準学士課程と専攻科のカリキュラムはお互いの連携を考慮したものになっており、出身学科の専門をさらに深められるように系統的に編成している。また、技術者教育プログラムの掲げる学習・教育目標を達成するために必要な修得科目の流れを示した系統図を作成している。専攻科の授業科目は、一般科目、専門共通科目、専門科目という科目群からなり、「特別研究」を中核とした形で教育目標を達成するために体系的に編成している。また、技術者倫理を深めるものとして「環境科学」や「工学倫理」などを配している。

新しい技術の動向や社会の情勢など幅広い内容が学べるように「先端技術特別講義」や「ボランティアレクチャー」を行っている。また、社会からの要請に応えるものとして、長期履修学生制度・社会人コースを設けている。

専攻科の目標を達成するために中心となるのは専門科目である。なかでも「特別実験」と「特別研究」は必修科目であり、専門科目の修得単位数40単位以上に比して半分の20単位を占めている。「特別研究」が専攻科科目の中核であることから見ても、講義と実験のバランスは適切である。また、教材の工夫や、対話・討論型の授業の実施、情報機器の活用など、学習指導法の工夫を行っている。

創造性の育成は、おもに「特別実験」と「特別研究」で行っている。特に「特別研究」では、特徴ある研究課題に意欲を持って取り組むことにより、研究能力、課題解決能力などの育成を図っている。また、「特別研究」の一環として校外実習（あるいは長期インターンシップ）を義務づけている。

「特別研究」では、「特別研究テーマ発表会」や「特別研究中間発表会」で自分の研究テーマや進行状況などを発表することにより、指導教員以外の教員のアドバイスを受けられるように配慮している。さらに、研究報告書作成においても複数教員による指導を受けるようになっている。また、研究結果については、学会発表等の学外発表を行うことを義務づけている。

シラバスは準学士課程におけるものと同様充実したものになっており、技術者教育プログラムの学習・教育目標との対応や、授業時間外での学習に考慮したレポート課題の提示などもしている。学生への周知も行なっており、選択科目の履修計画を立てる際に学生によって活用されている。

成績評価と修了認定についての規程を定めており、学生生活ガイドブック及びシラバスに掲載することによって周知している。また、この規程に従って成績評価と修了認定を、適切に行っている。

基準 6 教育の成果

学生が卒業（修了）時に身につける学力や能力・資質を明確に定め、それに基づいて卒業（修了）判定を行っている。

単位修得状況、進級の状況、卒業（修了）時の状況、資格取得の状況等や卒業研究などの内容・水準から判断して、多くの学生が必要な能力を身につけ進級あるいは卒業（修了）している。資格の取得も増加しており卒業研究や特別研究での学会発表や表彰の状況も良く、教育の成果や効果が上がっていると言える。特に最近、準学士課程、専攻科課程ともに著しい成果をあげた学生がいることは自律・創造・自由の理念のもと実践的な技術者の育成を目指した本校の教育における特筆すべき成果と言える。

就職・進学率も極めて良好で、製造業や電気・ガスなどの公益事業者、通信やIT関連企業に就職し、また、大学（院）の工学部（工学研究科）に進学しており目的に添った能力が養われ教育の成果や効果が上がっている。

学生アンケートでは、準学士課程の項目は必ずしも学生が卒業（修了）時に身につける学力や能力・資質を分野別に分類しているわけではないが、各教科科目の結果から類推することができる。これによると両課程とも概ね専門科目では授業を理解していることが分かる。

就職先から聞いた卒業（修了）生の様子から各企業で活躍していることが分かる。卒業（修了）生へのアンケートでは、専門科目に関しては概ね授業を理解しており、教育の成果が上がっていた。ただ、英語を含む国際理解、デザイン能力では理解が若干不十分である。専攻科課程でも、その傾向は変わらないがプレゼンテーション能力に関しては準学士課程に比べ評価が高くなっており大きな成果が見られる。

基準 7 学生支援等

学習を行う上でのガイダンスは、準学士・専攻科課程いずれも整備し、適切に実施している。また、学生の自主的学習を支援するための相談・助言体制も整備しており、有効に機能している。留学生に対しても、学生によるチューターを配置することなどにより、学習・生活の両面から支援を行っている。編入学生については、入学前の指導や入学後の補講を行うことによって、学習支援を行っている。

自主的学習環境としては、研究室やリフレッシュ室に加え、パソコンによる検索システムを備えた図書館や総合情報センターを整備している。また、実習工場は設備面に加え、授業時間外等の利用面からマイスター制の導入等、十分な学生支援体制を整えている。

学生のニーズを把握するための手段として、授業評価アンケートを行っている。また、専攻科課程においては、直接対話による意見交換会を実施している。

資格・検定試験に対しては、その取得に対して単位を認定すること、また、指導や助言を行う教員を配置することによって支援を行っている。外国留学については、海外提携校との間を含めた年2回程度の海外研修の機会を提供している。

課外活動や学生会・寮生会の活動については、それぞれ顧問教員を配置し、相談や助言を行うことによって、学生が主体的に活動できる体制を整備し、機能している。

学生の生活上の問題や経済面に係る指導や相談については、クラス担任を中心とした支援体制を整備している。奨学金については、日本学生支援機構に加え、民間団体等の支援を受けることができる。また、心や身体の問題については複数の支援体制を整備し、多様な対応が可能となっている。いずれも学生生活ガイドブックや掲示により、十分に周知している。

学生寮は、生活の場及び学習や社会的訓練の場として適切に機能している。

進路指導は、学科主任と担任が中心となり、進路支援委員会の支援のもと適切に実施し、機能している。進

路調査のための資料や自己学習のための教材についても、提供を行っている。

基準 8 施設・設備

校内の諸施設・設備については老朽化したものが一部見られるが、情報ネットワークや図書館などは学生のニーズを満たすのに十分な状態を保っている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の質の向上のために、様々な仕組みを構築しており、それらが有機的・有効的に機能している。教員個人の「教育目標計画」作成や組織的なファカルティ・ディベロップメントの実施など、つねに教育活動にフィードバックをかけ、改善に努めている。

基準 10 財務

本校では、教育活動等を将来にわたって適切かつ安定して遂行するために必要な資産を有しており、債務はない。

本校における学生定員は、毎年充足しており、経常的収入が継続的に確保されている。

中期目標、中期計画を踏まえ、予算配分については、運営会議において審議し、教職員に周知している。教育・研究に充当する予算については、予算編成方針等に基づき予算配分計画を運営会議で審議・決定し、適正に配分している。また、特別計画経費等は、教員及び各学科等から申請された経費申請書に対し、主事会議において必要性を審査し、配分を決定している。これらの結果は運営会議メンバーを通じて明示するとともに、学内文書サーバで公開している。

収支状況については、財務会計システムで一元管理しており支出超過はない。財務に対する会計監査等については、外部監査と内部監査により適正に実施している。

基準 11 管理運営

管理運営に係る意思決定の仕組みについては、学則等の規定に基づき、教務主事、学生主事、寮務主事及び専攻科長を置き、その役割を定めている。また、副校長として教務主事をもって充て、校長補佐として学生主事、寮務主事及び専攻科長をもって充てている。また、各種委員会については、各委員会規程等によりその役割を定め、現在 17 の委員会の下に、12 の小委員会あるいはワーキンググループを置いている。特に、校長のトップマネジメントを支える意思決定に直結した会議として、主事会議と運営会議がある。主事会議は、副校長、校長補佐及び事務部長で組織し、運営会議は主事会議メンバーに加えて各学科主任、学術情報委員会委員長、産学連携推進委委員長、教育支援委員会委員長(教務主事併任)及び一般学科主任、事務部の部長で構成する。事務組織については、事務部には総務課、学生課及び地域連携・広報室の 2 課、1 室を置く。管理運営に関する重要事項を審議する運営会議と密接に連携するため、部課長等による定例の打合せを行い、2 課及び 1 室における情報の共有を図っている。

管理運営に直接関係する諸規則等を整備しているほか、情報公開や情報セキュリティ、健康安全管理、レクレーションやセクハラ防止などに係る諸規則・規程も整備している。諸規程の改正等があった場合には、公式ホームページの該当箇所に掲載した上で、全教職員にメール通知するなど、周知徹底を図っている。

本校が自己点検・評価の作業を始めたのは平成 4 年 3 月からである。それに基づき、同年 8 月に「津山工業高等専門学校の現状と課題」として最初の小冊子を刊行し、以後その点検作業は続いている。平成 13 年 5 月に公表した自己点検書「津山高専の現状と課題」を外部の有識者に評価してもらうため同年 6 月に外部評価を実施

し、その内容と提言を、平成14年1月に外部評価報告書として刊行した。また、外部からの定期的な提言・評価を念頭に置き設置された有識者懇話会は、平成17年度から活動を始め、外部からの貴重な意見として学校運営に活用している。

学校の関連団体として設置されている後援会に、校長が顧問として参画したり、総会に学校関係者が出席することで、保護者からの意見を学校運営の参考としている。

JABEEについては、「機械・制御システム工学」及び「電子・情報システム工学」の両教育プログラムが、工学（機械及び機械関連分野並びに電気・電子情報通信及びその関連分野）で2003年度に認定を受けた。

評価等のフィードバックシステムの状況については、外部評価委員会による評価報告書を刊行するとともに、その内容を周知するため、自己点検・評価報告書及び外部評価報告書を公開している。

iv 自己評価書等

対象高等専門学校から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/kousen/jiko_tsuyama.pdf